

# 領土及び海洋紛争事件（ニカラグア対コロンビア） －判決と日本へのインプリケーション－

加々美 康彦\*

## Territorial and Maritime Dispute (Nicaragua v. Colombia): The Resolution and Implications for Japan

Yasuhiko KAGAMI \*

### I はじめに

2012年11月19日、国際司法裁判所（以下、ICJ）は、海洋境界画定裁判では最長となる11年にも及ぶニカラグアとコロンビアの間の「領土及び海洋紛争事件」にほぼ全会一致で判決を下した（以下、本件判決）<sup>1)</sup>。本件は、2009年2月3日にICJが下した黒海海洋境界画定事件判決（以下、黒海事件）<sup>2)</sup>－いわゆる3段階アプローチによって海洋境界画定を行うと明確に定式化した－の次にICJが手がけた海洋境界画定事件である。

本件は、黒海事件とは異なり、また、国際海洋法裁判所（以下、ITLOS）における初の海洋境界画定事件－おなじく3段階アプローチを踏襲した－である2012年3月14日のベンガル湾におけるバングラデシュとミャンマー間の海洋境界画定事件判決<sup>3)</sup>（以下、ベンガル湾事件）とも異なり、紛争当事者の一方（被告国たるコロンビア）が海洋法条約の非締約国であるため、慣習法が適用のある法となる事件であった。その他、広大な大陸棚を有する大陸国ニカラグアと、その大陸棚上に位置するコロンビアの島嶼の境界画定や、国際法上の島の地位の問題など、わが国にとっても興味深い問題が論じられている。

そこで本稿は、本件判決のわが国へのインプリケーションを探ることを主な目的として、本件判決を検討する。まず次章で本件紛争の手続的経緯をたどり、IIIで本件判決の概要を整理する。判決を受けた両当事者には顕著な動きが見られるので、IVにおいて判決後の当事者の反応を記録する。以上をふまえ、Vでは本件判決の顕著な側面である3段階アプローチと島の取り扱いに焦点を当てて、本件判決が日本に与えるインプリケーションを探る。

### II 本件紛争の手続的経緯

本件の係争海域は極めて特殊で、複雑な様相を呈している（図1参照）。紛争当事者であるニカラグアとコロンビアは共に、カリブ海に面する国であり、1820年前後にスペインから独立を獲

\*中部大学国際関係学部国際関係学科

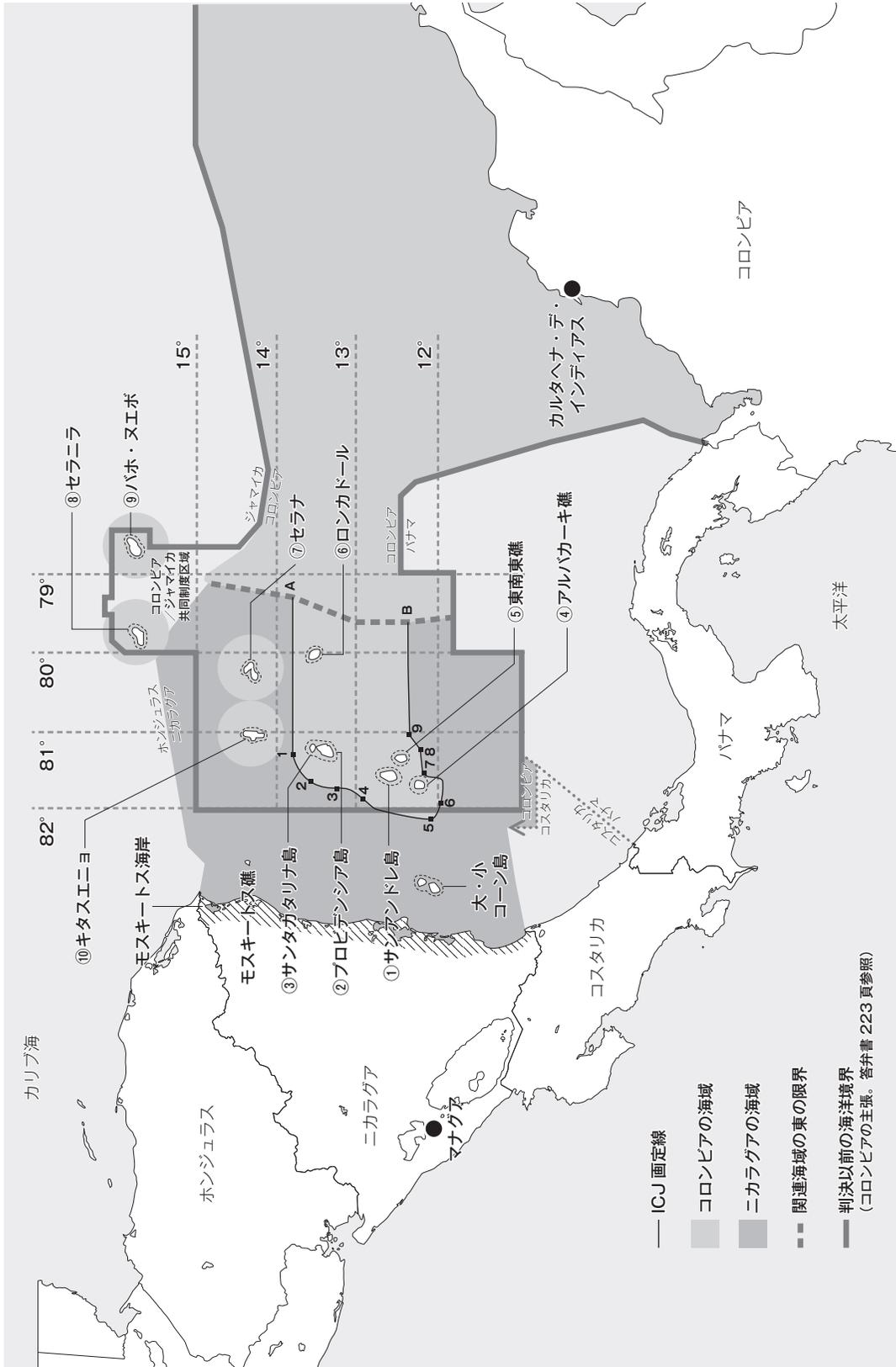


図1 本件海域の地理等 (判決略図11及びコロンビア答弁書223頁をもとに筆者作成)

得した。両国は、カリブ海西部に浮かぶサンアンドレ群島とニカラグア東海岸（モスキートス海岸）付近の島嶼に対する主権をめぐる紛争解決を意図した1928年条約と1930年議定書を締結した。しかしながら、ニカラグアにとっては、これら文書の採択は紛争の解決を意味しなかった。ニカラグアは、米国がキタスエニョ、ロンカドール及びセラナに対する主権の主張を放棄した1972年バスケス・サッチオ条約をコロンビアと米国が署名したことに抗議を行い、また、ニカラグアが1969年にキタスエニョ区域における石油開発のコンセッションを付与したことに端を発するコロンビアの抗議の後、ニカラグアは1980年に、1928年条約は米国統治下で締結されたものであり無効であるとして廃棄した。他方で、コロンビアは隣接諸国と海洋境界画定協定を着々と締結し、本土から西経82度線までの海域を自国の海域とみなしてニカラグア船舶を取り締まるなど、管轄権行使活動を行っていた<sup>4)</sup>。

2001年12月6日、ニカラグアは、コロンビアを相手取り本件手続を開始した。図1中①～⑩の島と礁の主権を主張し、両国間の排他的経済水域（以下、EEZ）と大陸棚を、衡平/関連事情原則に基づき単一の境界線の方向を決定することによる画定を求め、さらにコロンビアがサンタカタリナ、プロビデンスシア及び82度線までの島嶼を不当に領有していると主張し、また同海域におけるニカラグア漁船等への干渉に対する補償を求めた（判決パラグラフ15参照。以下、¶15のように記述する）。なおニカラグアは、2003年の申述書において請求の一部を変更し、「適切な画定の形式は…両当事国の本土海岸の中間線という形式での単一の海洋境界であることを審理、宣言すること<sup>5)</sup>」としている。

これに対してコロンビアは、ICJの管轄権を争う先決的抗弁を提起した。ICJは、2007年12月13日の先決的抗弁に関する判決<sup>6)</sup>において、1928年条約は有効であるとし、サンアンドレ、プロビデンスシア及びサンタカタリナに対するコロンビアの主権を認めた。他方でICJは、これら3島以外の島嶼に対する主権と海洋境界画定に関する紛争を審理する管轄権を1948年ボゴタ規約<sup>7)</sup>第31条に基づき有すると判断し（全会一致）、1930年議定書に定められる西経82度線が、両国の海域の境界線を構成するとのコロンビアの主張を否定した。

2007年判決の後、2009年8月末、ニカラグアは、大陸棚限界委員会（以下、CLCS）に対して同国の大陸棚延長に関する予備的情報（preliminary information）の提出を行った<sup>8)</sup>。その翌月の18日に提出した抗弁書において、ニカラグアは主張の一部を再度変更する。すなわち、それまで両当事者の本土間の中間線としていた画定線を撤回し、抗弁書での申立てI(3)において、新たに提案する座標点で大陸棚の境界画定を行うことを要請した。これは、ニカラグアの200海里外大陸棚とコロンビアの200海里までの大陸棚の中間線を意味するものであった（判決原文に記載の略図2：「ニカラグアの主張する画定線」参照。なお、本稿では紙幅の都合上再録しない。以下の略図も同じ）。2012年5月1日の口頭手続（意見の聴取）においてもニカラグアは同様の主張を維持したので、コロンビアはニカラグアの申立てI(3)は新たな請求のため受理不能であり、ICJはこれを却下すべきであると反論した（¶17）。

他方、コロンビアもまた、2007年判決の後、主張の一部を変更している。すなわち、西経82度線を両国の海洋境界とする主張を後退させ<sup>9)</sup>、サンアンドレ群島（キタスエニョ礁とアルバカーキ礁を含む）の島嶼の基点からミスキートス礁及び（大小）コーン諸島上の基点まで、等距離方法を使用して海洋画定が行われるべきであると主張した<sup>10)</sup>（¶16）（判決略図3：「コロンビアの主張す

る画定線」参照)。

なお、2010年2月25日及び6月10日に、コスタリカとホンジュラスがそれぞれ、ICJ 規程第62条に従い本件への訴訟参加申請を行ったが、2011年5月4日にそれぞれ下された判決<sup>11)</sup>は、これらを認めなかった。この判断については、ドノヒュー判事のみが、個別意見において強い反対を表明している<sup>12)</sup>。

### III 判決

本件判決は、大きく分けて、ニカラグアとコロンビアが、それぞれ自国に帰属すると主張している海洋のフィーチャー (maritime feature. 「島又は岩」的存在) の主権の問題、そして海洋境界画定の問題に分かれる。また、後者に関連する論点として、ニカラグアが抗弁書の段階で新たに持ち出した申立て I (3) -延長大陸棚の問題-が存在する。ここでは、本件判決の概要を整理する。

#### I 主権

主権の問題を扱う前に、ICJ は、争いのあるフィーチャーが占有 (appropriation<sup>13)</sup>) 可能か否かを検討した (各フィーチャーの簡単なスペックについては ¶24 に整理されている)。なぜなら「島はどれほど小さくとも占有可能であることは国際法上十分に確立している」(2001年カタル・バーレーン海洋画定及び領土紛争事件本案判決 (以下、カタル・バーレーン事件<sup>14)</sup>) が、低潮高地 (低潮時には水面上にあるが高潮時には水没する) は占有できないからであるとする (¶26)。

両当事者は、アルバカーキ礁、東南東礁、ロンカドール、セラナ、セラニラ及びバホ・ヌエボが占有可能であることには合意するが、広大なキタスエニョ礁上のフィーチャーが島の資格を有するか否かには合意がなかった (¶27)。

それゆえ、ICJ は、ニカラグアとコロンビアが提出した証拠 (¶¶28-34) をもとに、キタスエニョ礁において「高潮時に水面上にある自然に形成された陸地が存在するか否か」を検証する。そうするにあたって、ICJ はまず、本件手続よりもはるか以前に実施された調査は関係なく、現在の証拠こそが重要であること、海図はフィーチャーが水面上にあるか否かに関する説得的な価値を有さないことを確認する (¶¶35-6)。その上で、コロンビアが (訴訟係属中の) 2010年2月に実施した専門家による調査結果 (スミス報告書) を参照して検証を行った。

キタスエニョ礁上のフィーチャーが高潮時に水面上にあるか否かを判断するためスミス報告書が用いた測量モデルは「グルノーブル潮汐モデル」であり、それに基づき QS1 から QS54 まで番号が振られたフィーチャー中、計34箇所が水面 (天文最高高潮面 (HAT)) 上にあるとしていた。これに対して、ニカラグアは、このモデルが米国航空宇宙局 (NASA) の出版物によれば浅海域では極めて不精確であり、英国水路部の「海軍総合潮汐モデル (Admiralty Total Tide Model)」の方が浅海域での測量のためのモデルとしては適切であるので、それに基づけば QS32 以外はすべて水没すると反論していた。ちなみに QS32 は、グルノーブル潮汐モデルに基づけば HAT 上 1.2m、海軍総合潮汐モデルに基づけば HAT 上 0.7m であるという (¶¶30-1)。

ICJ は、まず、いずれの潮汐モデルを使用しようとも、QS32 だけは高潮時に水面上にあることは確実であるとした。次に、ニカラグアは、キタスエニョがサンゴのゴミ (debris) で構成されること、極めて小さいことから島ではないと主張していたが、ICJ は島の定義に組成は関係なく、カ

タール・バーレーン事件で争点となったキタ・ジャラダ礁（高潮時水面上0.4m）を占有可能とした判断を引き合いに、国際法はフィーチャーが島としてみなされるための最小規模を定めていないので関係ないとしてこれらの主張を斥けた。以上より、ICJは、QS32が占有可能であると判断した（¶37）。QS32以外のフィーチャーについては、コロンビアが提出した証拠は、そのいずれも国際法上定義される島を構成することを十分に証明していないとし、低潮高地であると判断した（¶38）。そしてこの判断がQS32により生み出される海洋の権原に及ぼす影響は、¶¶182-3で検討することとした。

以上の検討の後、ICJは係争中のフィーチャーの主権の判定に移った。第1の争点は1928年条約と1930年議定書でコロンビア領とされた「サンアンドレ群島」の地理的範囲の解釈問題であるが、ICJは条文からは判明せず史料も決定的ではないので両当事者の援用する主張と証拠の検討が必要であるとした（¶¶40-56）<sup>15)</sup>。ニカラグアが主に依拠した法律上のウティ・ポシデーティス(*uti possidetis juris*)については、ICJは、独立以前/独立時にどのフィーチャーが当事者のいずれの植民地に帰属するのかを明示しなかったので主権決定の助けにはならないとしてこれを斥けた（¶¶57-65）。

そこで判決は、*effectivités*に大きく依拠して判断を行った。まず、両当事者間の1969年交換公文（1967-8年にニカラグアが石油開発コンセッションを与えたのに対してコロンビアが抗議を行い、西経82度線が海洋境界であると主張した）の日付を決定的期日とした後（¶71）、コロンビアが、公行政及び立法、経済活動の規制、公共事業、法執行措置、海軍による訪問、救助活動そして領事による代表の承認を通じて、係争中のフィーチャーの全てについて主権者としての（*à titre de souverain*）行為をしていたと決定した（¶¶82-4）。これに対してニカラグアは、紛争中の海洋のフィーチャーに対する主権の表示を行った証拠を提供することができなかった。以上より、ICJは、係争中のフィーチャーの全てに対して、コロンビアの主権を認めた（¶103）。

## 2 200海里外大陸棚の画定に関するニカラグアの請求

既に留意したように、ニカラグアは、最初の申立てと申述書において、両当事者のEEZと大陸棚を単一の海洋境界により画定することをICJに要請していた。しかしながら、ニカラグアは、CLCSに大陸棚の延長申請のため予備的情報を提出した後、抗弁書の申立てにおいて主張を修正し、自国の海岸線から自国の陸塊の自然の延長により生み出される200海里を超える大陸棚とコロンビアの（距離基準による）大陸棚との間で権原が重複する区域の画定を主張した（申立てI(3)）。コロンビアは、この変更は新たな請求であり、受理不能であると宣言するようICJに求めた（¶107）。

そのため、ICJは最初にニカラグアの請求の受理可能性の判断を行わねばならなかった。ICJは、ニカラグアの請求が、画定の主張の法的根拠を距離から自然延長に変更し、そして、求められる解決を単一の海洋境界から大陸棚の画定に修正するものであり新しい請求であると認める一方で（¶108）、それを受理可能とする基準として、「請求においてそれが暗示されているか否か」又は「請求の主題事項である問題の一つから直接生ずるものでなければならないか」という先例を引き<sup>16)</sup>、本件では紛争主題を変更するものではないため受理可能とした（¶¶109-112）。この判断に対しては、判決にただ一人反対票を投じた小和田判事が、反対意見の中で、ニカラグアの改訂された請求は、紛争の主題事項のドラスティックな変形を構成するものであり、受理不能と宣言されるべきであっ

たと主張している<sup>17)</sup>。

次に、ICJは、ニカラグアの申立てI(3)において要請された「両当事者の大陸棚に対する重複する権原を、平等な部分に分割する大陸棚の境界」を決定する立場にあるか否かという問題に移った(¶113)。ICJは、最初に、コロンビアが海洋法条約締約国ではないので、適用のある法は慣習国際法であるということに留意する。両当事者は大陸棚に関する海洋法条約第76条の規定のうち、どれが慣習法であるかに関しては一致を見ないが<sup>18)</sup>、ICJは、ここではニカラグアにより要請された大陸棚の画定を行う立場にあるか否かを検討することに限定されているので、第76条1項の大陸棚の定義が慣習法の一部であるとした上で、他の規定が慣習法を形成するか否かを決定する必要はないとした(¶118)。

その上で、ICJは、ニカラグアの大陸縁辺部が、コロンビアの200海里までの大陸棚と重複するまで延びているか否かを検討する。ニカラグアは、大陸棚の存在は事実の問題であり、「ニカラグア・ライズ」と呼ばれる自国の陸塊の海側への自然延長は、コロンビアの200海里の大陸棚にまで及ぶと主張する(¶119)。またそのことを含む関連情報は、海洋法条約第76条8項に従い、予備的情報としてCLCSに提出済みであり、本申請に際し求められる基本的、技術的及び他の準備作業も十分に進んでいることを強調した(¶120)。さらに条約第76条1項に基づき、距離基準に基づく大陸棚に対する権原は、自然延長基準に基づく権原に優越するものではないとも主張した(¶121)。

対してコロンビアは、ニカラグアの予備的情報は「ひどく不完全」であり<sup>19)</sup>、CLCSが勧告を行うための要件を満たすものではなく、それゆえニカラグアは延長大陸棚に対するいずれの権原も証明していないということを強調した(¶122)。また、距離基準に基づく国の権原は、常に他方の国の200海里外の自然延長に基づく権原に優越するとも主張した(¶123)。

ICJは、国際裁判で200海里外の大陸棚の外側の限界を決定するよう要請された事件がないことに留意することから始める。ニカラグアが援用したベンガル湾事件は「200海里外の外側の限界を決定しなかった」のであり「第三国の権利が影響を受ける区域に到達するまで、200海里の限界外の単一の海洋境界の線を延長した<sup>20)</sup>」にすぎず、その背景には第三次国連海洋法会議でも認識されていた「堆積岩の分厚い層がベンガル湾の海床の実際上全てを覆うという事実」があったことを指摘する(¶125)。

ICJはさらに、カリブ海におけるニカラグアとホンジュラス間の領土及び海洋紛争に関する事件(以下、ニカラグア対ホンジュラス事件)を引用して、「(海洋法条約の締約国による)200海里外の大陸棚の権利に関するいずれの主張も海洋法条約第76条に従わなければならない、それに基づき設置された大陸棚限界委員会により審査されなければならない<sup>21)</sup>」と述べるにとどまらず、海洋法条約の前文が「国際交通を促進し、かつ、海洋の平和的利用、海洋資源の衡平かつ効果的な利用…を促進するような海洋の法的秩序」を確立することを意図していることを想起し、さらに「海洋の諸問題が相互に密接な関連を有し及び全体として検討される必要がある」こともまた強調していると述べた上で、海洋法条約の趣旨及び目的に鑑みれば、その前文に定められるように、コロンビアがその締約国ではないという事実は、ニカラグアを海洋法条約第76条に基づく義務から解放しないと述べた(¶126)。そしてICJは、ニカラグアがCLCSに対して「予備的情報」のみを提出していることについて、海洋法条約第76条8項に従って、200海里を超える大陸棚の限界に関する情報を「沿岸国は委員会に提出する」という要請を満たすには足りないと判断した(¶127)。

以上より、ICJは、ニカラグアがコロンビアの本土から測定して200海里の大陸棚の権原と重複するのに十分なまで延びる大陸縁辺部を有することを証明していないので、ニカラグアとコロンビア間の大陸棚の境界を画定する立場にないこと、そしてニカラグアの申立て I (3) に含まれた請求は支持し得ないと結論した（¶¶128-131）<sup>22)</sup>。

### 3 海洋境界

ICJは、海洋のフィーチャーに対する主権がコロンビアにあると判断し、ニカラグアは200海里外の大陸棚の存在を証明しなかったと判断したので、次にどの海洋境界を画定するのかの検討に移った。

ICJは、ニカラグア本土海岸及び接続する諸島から200海里までの大陸棚とEEZに対するニカラグアの権原と、ICJがコロンビアの主権を支持した諸島から生ずる大陸棚とEEZに対するコロンビアの権原との間で重複が存在することに留意した上で、ニカラグアの申立て I (3) に関する決定に拘わらず、ICJは依然としてコロンビアの海洋の権原とニカラグアの海岸から200海里内の大陸棚とEEZの間の画定を行うことが要請されているとした（¶¶132-6）。

#### (1) 適用のある法

最初に、ICJは、適用のある法の検討を進めた。既に留意されているように、コロンビアが海洋法条約の非締約国であるため、本件には慣習法が適用される（¶137）。また、当事者は、EEZと大陸棚の画定に関する海洋法条約第74条と83条と、島の制度に関する第121条が慣習法であることに合意していることを確認した（¶138）。

さらに、ICJは、カタル・バーレーン事件において第121条1-2項が慣習法として取り扱われたが3項はそうではなかったことについて改めて論ずる。すなわち、2項の規定により島に与えられる海洋の権利に対する権原は、3項への言及により明示に制限されている。3項は、人間の居住又は独自の経済的生活を維持することのできない岩についてEEZと大陸棚を否定することにより、「島はその大きさに関わりなく…同じ地位を享受し、それゆえ、他の陸地領土と同じ海洋の権利を生み出す」（カタル・バーレーン事件判決<sup>23)</sup>）という長らく確立している原則と、ICJが慣習国際法の一部になっていると判断している海洋法条約において認められたより大きな海洋権原の間の不可欠の連関を定めているとする。それゆえ、ICJは、海洋法条約第121条に定める島の法制度は不可分の制度を構成し、そのすべてが（両当事国が認めるように）慣習国際法の地位を有するとみなした（¶139）。

#### (2) 関連海岸・関連海域

本件画定に関連する海岸として、ICJは、「他の当事者の海岸からの投影と重複する投影を生み出さなければならない<sup>24)</sup>」こと、その結果「地理的状况ゆえに他方の側の海岸の延長と重複しえない海岸の部分の海底の延長は、いずれもさらなる考慮から除外される<sup>25)</sup>」ことを想起し（¶150）、ニカラグアについては、本土海岸（及び海岸周縁にある島。ミスキートス礁ほか）のほぼすべてを関連海岸とした（¶145）。

他方、コロンビアについては、自然延長に基づくニカラグアの大陸棚の主張が支持されていない

ので、ニカラグアの海岸から200海里内の大陸棚とEEZの権原と重複するコロンビアの権原のみが関係するとして、コロンビアの本土海岸を除外した。それゆえコロンビアの関連海岸は、ニカラグアの本土に面するコロンビア主権下の島の海岸に限定されるが、権原が重複する可能性がある海域はこれらの島の東にも十分延びるため、島の西海岸のみならず全海岸が関連するとした(¶151)。

ICJは、コロンビアの主権下にある島について、サンアンドレ、プロビデンシアそしてサンタカタリナのみならず、アルバカーキ礁、東南東礁、ロンカドール及びセラナも関連海岸の一部とみなすが、セラナ及びバホ・ヌエボは1993年海洋画定条約により未画定であるコロンビアとジャマイカ間の区域に位置することから第三国の権原の可能性があるので無視し、キタスエニョ礁はあまりに小さいのでそれを加えても長さは変わらないため除外するとした(¶152)。以上より、関連海岸の長さは531km(ニカラグア)と65km(コロンビア)で、その長さの比は1対8.2でニカラグアの方が長い(¶153)(判決略図6:「ICJが特定した関連海岸」参照)。

関連海域について、ICJは、黒海事件を引用し「『関連海域』の法的概念は、海洋画定方法の一部として考慮されなければならない<sup>26)</sup>」ことを想起した上で、一般的な地理的文脈における関連海岸の形状に基づき、本件に密接な関係がない他の区域を排除するとした(¶157)。

それゆえ、ICJは、関連海域はコロンビアの島の西海岸で止まるというコロンビアの主張を斥け(判決略図5:「コロンビアの主張する関連海域」参照)、関連海域はニカラグアの海岸の基線から東に200海里の線まで及ぶ(ニカラグアは海洋法条約第16条2項に基づく領海基線の位置を通告していないので、関連海域の東の限界は、概算でのみ決定される)と結論した(¶159)。

その上で、ICJは、本件の海域の北と南に複数存在する当事者と第三国との間の境界線等の存在について順に言及し、第三国の権利に影響を及ぼしうる区域とニカラグアとコロンビアの請求が重複していない区域を除外した(¶163)。このようにして形成された関連海域の輪郭は、北については、ニカラグアとホンジュラスの海洋境界に沿い(¶164)、次にその線がコロンビアとジャマイカ間の共同制度区域(ほとんどがニカラグアの本土から200海里外にあるので関連海域から除外された)の境界に達するまで東に延びる(¶¶163-4)。この北の境界は、ニカラグアからの200海里線と交差するところで止まる。

南については、ニカラグアからの200海里線がコロンビアとパナマの間で合意された海洋境界と交差する地点の東から開始し、コロンビアとコスタリカ間の海洋境界に達するまで、コロンビアとパナマの海洋境界に沿って西に進む。その地点から、境界は、コスタリカとニカラグアの海岸の仮定上の等距離線を考慮して、西と北の方向に沿う(¶165)。こうして引かれた関連海域の面積は、209,280km<sup>2</sup>である(判決略図7:「ICJが特定した関連海域」参照)。ちなみに、この関連海域は、ニカラグアが提案したもの(判決略図4:「ニカラグアの主張する関連海岸と関連海域」参照)とほぼ同じである。

### (3) 海洋のフィーチャーにより生み出される権原

画定を行う前に、ICJはここで、本件における様々な海洋のフィーチャーにより生み出される権原を考慮するための分析を行う。当事者は、フィーチャー①(本稿図1中の島嶼に、筆者が便宜的に付した番号、以下同じ)サンアンドレ島、②プロビデンシア島、そして③サンタカタリナ島が、領海、EEZ及び大陸棚を有する権原を持つことに既に合意している。原則として、この権原は、

それぞれの方向に200海里まで延びることができる（¶168）。他方、④アルバカーキ礁、⑤東南東礁、⑥ロンカドール、⑦セラナ、⑧セラニラ及び⑨バホ・ヌエボにより生み出されうる権原に関しては、当事者で相違がある。⑧と⑨については、ICJは既にこれらがほぼ関連海域外にあることを明らかにしており、本件手続では権原の範囲を決定する必要がない（¶170）。

ニカラグアは、島の規模、定住人口がないこと、経済的生活がないことから、④～⑦は海洋法条約第121条3項の例外規則に該当すると主張し（¶171）、3海里の飛び地を与えることが衡平な解決であると主張した（¶172）。対してコロンビアは、④～⑦には軍隊の居住施設や通信施設、ヘリポートなどが存在するものもあり、地元漁業者が活動していることを挙げ、121条3項の例外に該当しないと反論した（¶173）。コロンビアは、3海里の飛び地の提案については、国の領海に対する主権は国が大陸棚とEEZに対して享受する権利に優越するため、一国の領海の権原が他方の国の大陸棚とEEZの権原と重複する場合には、前者が常に優越するとして反対した（¶174）。

ICJは、島は規模に関係なく陸地領土と同じ地位を享受し、それゆえ同じ海洋の権利を生み出すとのカタール・バーレーン事件判決を再度引用し、先例を複数挙げながら、海洋法条約第121条3項に述べられる例外に該当するか否かに関係なく12海里領海の権原を有すると判断した（¶¶176-9）。またICJは、④～⑦が（領海外で）関連海域内で生み出される海洋空間に対するいずれの権原も、①～③が生み出す大陸棚とEEZに対する権原と完全に重複しうることを理由に、その島の精確な地位を決定する必要は無いとした（¶180）<sup>27)</sup>。

残る⑩キタスエニョについて、ICJは、上記¶¶176-180で述べた理由で、コロンビアはQS32の12海里領海の権原を有するとした（¶181）。但し、当該領海を測定するに際して、コロンビアは、領海の測定目的でQS32の12海里内の低潮高地を使用する権原を有する（¶182）。EEZと大陸棚の権原に関しては、ICJは、いずれの当事国も、QS32が海洋法条約第121条3項に基づき人間の居住又は独自の経済的生活を維持することのできない岩以外の何かであると主張していないことから、これを認めなかった（¶183）。

#### （4） 画定方法

次に画定に進む。ICJは最初に、画定方法を詳細に検討する。焦点は、黒海事件で定式化された「3段階アプローチ」を採用するか否かである。これに関して、当事者は顕著に意見を異にしていた（¶184）。

ニカラグアは、これを採用すべきではないとした。なぜなら、同国海岸とコロンビアの島の西海岸の間に暫定等距離線を引くのは完全に不自然だからである。つまり、コロンビアの島嶼①～③の西海岸の長さはニカラグア本土海岸の12分の1以下であること、暫定線を引く際に使用されうる島は相互に相当離れているにも拘わらず向かい合う海岸として扱われること、さらにその線はコロンビアの島の東の関連海域の相当部分を完全に無視するからであり、また本件では当該線の調整又は移動は、衡平な解決を達成するには不十分である（¶185）。このように述べて、ニカラグアは、採用されるべき適切な方法とは、コロンビアの島のそれぞれを飛び地にし、飛び地の外では、ニカラグアの基線から200海里線までは大陸棚とEEZをニカラグアのものとして認めることであると主張した（¶186）。

コロンビアは、「3段階アプローチ」が、ICJなどの裁判所で標準的な実行になっているとしてこれを採用すべきとした。本件では暫定等距離線/中間線を引くことは可能で、ニカラグアの提案

する飛び地アプローチは不当な乖離となり、ニカラグアの基線から200海里に引かれた線の東にある島から生ずるコロンビアの権原を考慮していないと反論した（¶¶187-9）。

ICJは、初めに、3段階アプローチが通常用いられる方法であると位置づけた上で、3つの段階をやや綿密に説明する。まず、第1段階では、当事者の領域（島嶼を含む）間の暫定画定線を設ける。この任務は、当該線を引くことが実行可能ではない（not feasible）ような、やむを得ない理由がある場合を除き、関連する海岸が隣接している場合には等距離線を、向かい合う場合には両海岸の中間線を引くことで構成されるとする（¶¶191）。

第2段階では、衡平な結果を達成するために暫定等距離/中間線の調整又は移動を要求しうるいずれの関連事情が存在するか否かを検討する。もしそのような事情が存在すれば、等距離/中間線の調整又は移動を伴い、また関連事情が求める場合には衡平な解決を達成するために、孤島の周辺に飛び地を引くような他の技術を用いることもできるとする（¶¶192）。

最後の第3段階では、調整又は移動がなされた線の効果により関連海域の当事者間の配分がそれぞれの関連海岸との関係で顕著な不均衡があるか否かを検証する（¶¶193）。なおICJは、このアプローチは機械的に適用されるべきものではなく、あらゆる事例において暫定等距離/中間線で始めることが適切であるわけではないことを認めている（¶¶194）。

その上でICJは、本件はこうした線を引くことが実行可能ではない事件ではないと結論するが、問題は、実行可能か否かではなく、画定の出発点として適切か否かであるとする。なぜなら、関連海域の大部分がコロンビアの主要な島の東にあり、そしてそれゆえ暫定中間線が測定されなければならないコロンビアの基線の反対側にあるからである。もっとも、ICJは、これら（及びニカラグアの指摘した海岸の長さの相当な不均衡）は暫定中間線の調整又は移動を要する関連事情になり、第2段階で考慮されねばならない要因であり、3段階アプローチ全体の放棄を正当化するものではないと判断した（¶¶195-9）。次に各段階の検討に進む。

**第1段階（基点決定・暫定中間線の線引き）：**ICJは、3段階アプローチによる画定を行うことを決定したので、まず第1段階として基点の決定と暫定中間線の線引きに移った。ニカラグアは、いずれの基点も提示しなかった。他方、コロンビアは基点の位置を図示していた（判決略図3：「コロンビアの主張する画定線」参照）。しかしICJは、黒海事件を援用して、みずから適切と考える基点を参照して暫定中間線を引くとする（¶¶200）。

ICJは、ニカラグアの基点は、既に関連海岸として決定している（¶¶145参照）ニカラグアの海岸に隣接する島とした（¶¶201）。コロンビアについては、⑩は極めて小さいこと（かろうじて1m）、そして③から38海里離れることから、これを暫定中間線の線引きで使用すると関連地理を歪めるので無視することが適切であるとした。また、コロンビアが基点を置かなかつた⑦についても、⑩と同趣旨の理由で、基点とはされなかつた（¶¶202）。以上より、コロンビアの基点は、フィーチャー①～③及び④とした（¶¶203）。ICJは、これらの基点から暫定中間線を引いた（判決略図8：「暫定中間線」参照）。

**第2段階（関連事情）：**両当事者から援用された考慮事項が順に検討された。

A. **関連海岸の長さの不均衡：**両当事国の関連海岸の比は約1対8.2であるが、過去に暫定線の調整又は移動を要すると判断されたグリーンランドとヤンマイエン間の区域における海洋境界画定に関する事件（約1対9<sup>28)</sup>）、リビア・マルタ大陸棚事件（約1対8<sup>29)</sup>）に類似する

として、暫定線の調整又は移動を要すると判断した（¶¶208-11）。

- B. 全体的な地理的文脈：ICJは、地理的及び地形学的考慮は、国の海岸から200海里内の重複する権原の画定に関係しないことは繰り返し明らかにされてきているとして、コロンビアの島は「ニカラグアの大陸棚」上に位置するというニカラグアの主張を斥けた。ニカラグアの本土と周辺の島、そしてコロンビアの島が同じ大陸棚に位置するという事実は、それ自体、その主張が重複する海域において、一国の権原を他国の権原に優越させることはできないとした（¶¶212-4）。

しかしながら、ICJは、衡平な解決を達するためには、可能な限り、画定線は当事国の海岸が合理的かつ相互にバランスが取れた方法で海洋権原の観点からその効果を生み出すことができるようにすべきであることを求めていることに同意するとし、暫定中間線は、ニカラグアの海岸の投影に対して、関連海域の約4分の3を切断するため、この切断効果は衡平な結果を生み出すために暫定中間線を調整し又は移動することを要すると結論した（¶¶215-6）。

- C. 当事者の行動：コロンビアは何十年にもわたり、漁業活動を規制し、科学的探査を行い、そして西経82度線の東の区域全体で海軍による警備を行ってきたが、最近までニカラグアには顕著な活動の証拠は存在しないと申し立てた（¶217）。ICJは、この事情が考慮される可能性を否定はしなかったが、判例上、通常は行動がそのような効果を有さないということを示しているとして、5件もの先例を列挙した上でこれを斥けた（¶220）。
- D. 安全保障と法執行の考慮：コロンビアは西経82度線の東海域における麻薬取引及び関連犯罪に管轄権を行使する責任を有すると主張したのに対して、ニカラグアは、かかる犯罪のたいていはコロンビアに起源があると応酬した（¶221）。ICJは、正当な安全保障上の関心は、もし海洋境界画定が特に国の海岸の近くで行われる場合には関連する考慮事項になることを認めているとしており（もっとも、ICJはここでは判例を1件も引用していない）、ICJは暫定中間線の調整・移動の際にこれを「念頭に置く」と述べた（¶222）。
- E. 天然資源への衡平なアクセス：本件では、これを関連事情として扱うことを要するほど例外的な天然資源へのアクセスの問題を提起していないとして斥けられた（¶223）。
- F. この海域の既存の画定：コロンビアは、関連海域の一部においてそれぞれコスタリカ、ジャマイカ及びパナマとの間で締結した画定協定が、コロンビアの権原を承認するものであることを認めるよう主張した。ICJはこれを認めたが、それが関連事情になるとは認めなかった。二国間の条約は第三国の権利に影響を及ぼすことはできないことは国際法の根本原則であるからである。また、ICJ規程第59条に言及し、ICJの判決が当事者以外の国を拘束しないことは自明であり、ICJは常に第三国の権利が影響を受ける区域に及ぶ境界線を引かないよう注意してきていると述べて、この事項の考慮を否定した（¶¶224-5）。

このように、ICJは、暫定等距離線の方向に沿う海洋境界が衡平な結果を生み出さないことを意味する関連事情を特定したので、今度はその線に対してどのような変更が求められるかを検討した。ICJは、考慮されるべき関連事情が、海岸線の長さの不均衡（上記事情A）と、全体的な地理的文脈（切断効果、上記事情B）であることを今一度整理し、ニカラグアによる飛び地の主張は、それが12海里の飛び地であっても、コロンビアと同国の主要な島の東の相当な海域を切断するものと

なり、さらに飛び地が散在すれば、秩序ある海洋資源管理、警備及び海洋全般の公序に不幸な帰結が伴うと留意する（上記事情 D を念頭においた）（¶229-31）。

これらを踏まえて、ICJ は、暫定中間線を移動(shifting)させる方法で進むべきとする。この文脈で、ICJ は、関連海域を、その関係が向かい合う海岸の一つであるニカラグア本土とコロンビアのフィーチャー①～④の西岸との間にある関連海域と、より関係が複雑なそれらの島々の東に位置する部分との間で区別を設けた（¶232）。

前者の西側海域については、暫定中間線を東側に移動させる。海岸線の長さの不均衡は、顕著な移動を正当化するほど際立つが、コロンビアの諸島周辺12海里領海を横切って切断するほどには移動され得ない（¶233）。

その移動方法として、ICJ はまず、衡平な解決に達するために、関連事情に考慮を払うための様々な技術が存在することに留意した上で、本件では、コロンビアの各基点に「1」の重みを、ニカラグアの島の支配的な基点に「3」の重みを与えることとした。そうして、コロンビアの島上の支配的な基点からよりも、ニカラグアの島の支配的な基点からの方が3倍離れる各点を線で引いた（¶234）（判決略図9：「加重線」参照）。

しかしながら、こうして引かれた線は多くの転換点を持つ曲線となり、実際の適用上困難を生み出しうる。そこで ICJ は、転換点を減らして測地線で結ぶことにより、さらなる調整を行った。

こうして引かれた単純化された加重線（the simplified weighted line）は、地点1-5までの両国間の境界を形成する（¶235）（判決略図10：「単純化された加重線」参照）。しかし、ICJ は、この線を地点1の北方、地点5の南方の関連海域部分に延長すれば、海岸の長さの比が8倍あるのにコロンビアに顕著に大きな配分を与えることになり（関連事情 A に不十分な考慮）、またニカラグアの海岸が投影する主要なコロンビアの島嶼の東の区域からニカラグアを切断すると言う（関連事情 B に不十分な考慮）。そこで、関連する考慮に適切な重みを与える衡平な結果は、緯度線に沿ってニカラグアの基線から200海里の線まで境界線を継続させることによって達成されるとした（¶236）。

以上を踏まえ、ICJ は、地点1から地点Aの水平線、地点1-9を結ぶ線、そして地点9から地点Bの水平線からなる画定線を決定した（¶237。判決略図11：「ICJによる海洋境界線」及び本稿図1参照）。

最後に残されたのが、⑦（セラナ）と⑩（キタスエニョ）である。これらは、ICJ が既に示した境界線のニカラグア側にあるが、¶237の調整線をさらに北に延ばせば、より大きいコロンビアの島から相当離れた小さな孤立したフィーチャーが境界線に不均衡な効果を与えることになる。それゆえ ICJ は、飛び地の使用が最も衡平な解決を達成すると結論した。こうして、⑦、⑩ともに、既に述べられた理由（上記 ¶¶176-180）で、それぞれ幅12海里を超えない範囲で領海の権原が与えられた。EEZ と大陸棚の権原について、⑩は、人間の居住又は独自の経済的生活を維持することのできない岩であり、それゆえ海洋法条約第121条3項に述べられる規則に該当するので、大陸棚または EEZ の権原を有さないと判断された。⑦は、既に海洋法条約第121条3項に述べられる規則内に該当するか否かを決定する必要がないと結論しているが、規模の小ささ、隔絶性その他の特徴は、いずれにせよ衡平な結果の達成には境界線が当該島の周辺の領海の外側の限界に従うことを求めているとした（¶238）。

第3段階（不均衡性のテスト）：ICJ は最後に、画定方法の第3段階、すなわち、上記のように

引かれた境界線により達成された結果が、すべての関連事情を考慮して、さらなる調整を要する顕著な不均衡性が存在するか否かを確認することに進んだ（¶239）。

不均衡性のテストを行うに当たって、ICJは、厳格な均衡性の原則を適用することはないと留意する。海洋画定は、両当事国の関連海岸の長さの比と、関連区域のそれぞれの配分された比の間で、およそその相関関係を達成することさえ意図されるものではない（¶240）。幾らかの先例を引き合いに出しつつ、ICJは、この任務は、結果を「汚し（taint）」、不均衡にするほど全体的な不均衡が存在しないことを確保することであるとした（¶242）。

本件では、境界線は、関連海域を当事国間で約1対3.44の比でニカラグアの方に多く配分しており、関連海岸の長さの比は1対8.2でニカラグアの方が長かった。問題は、本件の事情において、この不均衡が不均衡な結果となるほど大きいのか否かである。判決は、暫定中間線の調整・移動を行った後の海域配分結果が顕著な不均衡と判断しなかった先例のうち、リビア・マルタ大陸棚事件（海岸の長さの比は1対8、中間線調整後の比は不明）、ヤンマイエン事件（海岸線の長さの比は1対9、中間線移動後の配分は1対2.7）を例に挙げ、本件のすべての事情を考慮して、海洋画定により達成された結果は、不均衡な結果を生み出すほど不均衡を伴うものではないと結論した（¶¶243-6）。

#### IV 判決に対する紛争当事者の反応

本件判決は、簡潔に要約すれば、争いのあった10の島嶼の主権についてはコロンビアに軍配を、海域画定についてはニカラグアに軍配を上げたと言える。ここでは、両当事者の判決に対する反応を見ておくことにする。

##### 1 コロンビア

コロンビアは、判決以前、カリブ海において隣国と締結した画定協定に基づき、西経82度線より東の広大な海域を有すると考えていた（本稿図1参照）。しかし、判決はこれとは大きく異なる線を引くことで、コロンビアの期待を裏切った。精確な数字は定かではないが、よく持ち出される例として、コロンビアは75,000km<sup>2</sup>もの海域を失ったと言われる<sup>30)</sup>。

コロンビア大統領マヌエル・サントスは、判決当日に開いた会見において、本件判決は「受け入れることのできない真の省略、誤り、過剰、矛盾がある…上記を考慮し、本日ICJが下した判決を全く拒否する<sup>31)</sup>」と述べ、判決を拒否する方針を打ち出した。実際、今日に至るまで、コロンビア政府は、本件判決は、条約なしにはコロンビアに適用がないと繰り返し主張している<sup>32)</sup>。

判決から9日後、コロンビアは本件判決の管轄権の根拠となった自国の首都名を冠する条約であるボゴタ規約からの脱退を表明した（効力発生は1年後。脱退はエルサルバドルに次ぎ2カ国目。現在、メキシコ以南の中南米諸国13カ国が加盟）。この脱退は、コロンビアが本件判決に拘束される効果を否定するものではもちろんないが、今後ICJは、特別な合意がない限りコロンビアに関する紛争を審理する管轄権を持たないということを意味する。

しかしながら、翌12月8日の報道によると、コロンビア外務大臣は、本件判決を覆すための「上訴」（ママ）に向けて、英国人弁護士を雇用しているとの声明を出したとされる<sup>33)</sup>。しかし、もちろん、ICJでは上訴の選択肢はなく（ICJ規程第60条）、コロンビアに残された手段は、あるとすれば再審の請求である（同第61条）。同条に基づけば、「決定的要素となる性質を持つ事実で判決があつ

た時に裁判所及び再審請求当事者に知られていなかったものの発見を理由とする場合に限り」行うことができるが、コロンビアには高いハードルであろう。

こうした動きと関係するのかは定かではないが、コロンビアの元外務大臣ノエミ・サニン・ポサダと前法務副大臣ミゲル・セバロス・アレバロは、*Semana* 誌（2013年4月27日付記事）において、ある発言を行っている。すなわち、本件判決が下される2ヶ月前の2012年9月、ニカラグアは悲願であった大陸間運河の建設について、中国と合意覚書を交わしていた。これは、事業利益の49%を中国に提供するのみならず、中国船が運河を容易にアクセスすることも認めていたとされる。しかも、ニカラグアが中国にアクセスを保障した海域には、当時まだコロンビアの主権下にあった海域が含まれていたという。そこで、本件判決を下した判事の一人が中国籍（薛判事）であったという事実に注目しているのである<sup>34)</sup>。

サニンとセバロスによれば、ニカラグアが中国の資金と人員で運河を建設する合意は秘密であった。または、少なくとも、ICJの審理中には公表されなかった。また、ICJ規程第24条は裁判官が特別の理由がある場合に裁判への参与を回避することについて定めており、これとの関係が指摘されている。もっとも、判決は全会一致で下されており、ニカラグアが運河を建設するに当たって、なぜ当該水域を必要とするのかなどが証明できているわけではない<sup>35)</sup>。したがって、これが「決定的要素」（ICJ規程第61条）になるか否かは不明である。

## 2 ニカラグア

コロンビアとは対照的に、ニカラグアは、本件判決が「ニカラグアの主権を回復する新たな歴史の始まりである<sup>36)</sup>」と歓迎した。この言葉は、単なる美辞麗句ではなかった。まず、ニカラグアは判決から約7ヶ月後の2013年6月24日、CLCSに大陸棚延長のための本申請を行った<sup>37)</sup>。

この申請は、ニカラグアがICJにも提出した予備的情報を拡充したものであるが、この申請に対しては、コスタリカ、ジャマイカ、パナマという周辺諸国から、延長大陸棚の重複の可能性について言及する口上書が提出され、うちコスタリカについては、CLCS手続規則附属書I第5項(a)に基づき、紛争の存在について指摘するものが含まれていた。CLCS第34会期は、ニカラグアの申請について、特にコスタリカの口上書に留意した上で、審査の延期を決定している<sup>38)</sup>。なお、コスタリカは、2014年2月25日、ニカラグアを相手取り、ICJにおいて、カリブ海と太平洋における海洋画定事件を提起し、当該海域における両国間の単一の境界画定を求めている<sup>39)</sup>。

ニカラグアは、CLCSに本申請を提出した3ヶ月後の2013年9月16日、再びコロンビアを相手取り、ICJに提訴を行った。「ニカラグアの海岸から200海里を超えるニカラグアとコロンビアの間の大陸棚の画定に関する問題（ニカラグア対コロンビア）」と題されるこの事件は、ニカラグアが2012年判決の境界線の外におけるニカラグアとコロンビアに属する大陸棚の区域における両国間の海洋境界の精確な方向を審理し宣言することを求めるものである<sup>40)</sup>。

これは、2012年の判決が、ニカラグアは自国の大陸縁辺部が200海里外に延びていることを十分に証明できなかった（当時は、まだCLCSに対する予備的情報の提出のみであった）ことから斥けられていた（2012年判決¶127参照）、ニカラグアの申立てI(3)の再チャレンジである。なお、コロンビアは既にボゴタ規約からの脱退を表明しているが、その効力発生は通告から1年後であるため（ボゴタ規約第56条）、一見してICJの管轄権が存在すると思われる（本稿執筆時点で係属中）。

さらに、2013年11月26日（コロンビアのボゴタ規約脱退が発効する前日である）、ニカラグアはコロンビアを相手取り、ICJにもう1件の訴訟手続を開始している。「カリブ海における主権的権利及び海域に対する侵害<sup>41)</sup>」と題されるこの訴訟は、コロンビアが、2013年9月9日に施行した大統領令第1946号に基づき2012年判決でコロンビアの主権が確認されたフィーチャーの周辺海域を覆う形で24海里の接続水域を設定し、そこで海軍によるパトロールを実施してニカラグア漁船の活動を妨げていることに対して、ニカラグアがICJにこれを国際法違反と宣言することなどを求める事件である<sup>42)</sup>。

このように、ニカラグアとコロンビアの海洋境界画定事件は決して解決したとは言えず、多くの火種を残した（上述の通り、両国は係争中に断交さえしている）。西半球で2番目に貧しい国とも言われるニカラグアが2015年末現在抱えるICJでの訴訟件数は、2件にのぼる。

## V 日本へのインプリケーション

本件は、東シナ海における日中の関係に極めて類似する側面を複数有している。たとえば、中国政法大学の高教授が指摘するように、本件はICJにより決定された従来の海洋画定事例とは異なる地理的文脈であり、一当事者の本土と、他方当事者の附属島嶼の間の向かい合っている海岸の間で行われた最初の事例であるが<sup>43)</sup>、これは東シナ海における日中の地理的文脈にも当てはまりうる。

それだけではなく、紛争当事者のニカラグアは大陸国家であり、自然延長論に固執していること、EEZではなく大陸棚の画定を望んでいること（2003年の申述書及びそれ以降の請求）、そして延長大陸棚の画定も望んでいることから、中国の立場に近い。対するコロンビアは、(画定海域では)島嶼国であること、自然延長論よりも距離基準(中間線)を主張していること(2010年の再抗弁書)、そして200海里内(の大陸棚とEEZ)の画定を望んでいることから、日本の立場に近い<sup>44)</sup>。さらに、両国間には主権の帰属をめぐる争っている島嶼が存在するが、東シナ海では、尖閣諸島の存在がこれに近いと言えよう(日本は領土紛争の存在を認めていないが)。

そこで本章の前半では、本件判決の画定方法(3段階アプローチ)を手がかりに、東シナ海での日中の境界画定のシミュレーションを試みる。もちろん、東シナ海の海洋境界画定は法的、政治的に極めて複雑なものとなることが予想され、本件判決のみから十分な教訓や精確な境界線を描き出すことができないことは承知している。それでも、上述の様に地理的状況や当事者の主張などが類似している本件判決の日本へのインプリケーションを探る手段として、あえて本件判決に照らして日中間の画定を検討することは、意味のないものではないだろう。

また、本章の後半では、本件判決が示したキタスエニヨ礁を初めとする極小のフィーチャーの取り扱いを手がかりに、沖ノ鳥島を抱えるわが国へのインプリケーションを探る。

### I 3段階アプローチ

#### (1) 判決内容の検討

東シナ海でのシミュレーションに進む前に、本件判決における画定方法(3段階アプローチ)について、判決に付された個別意見なども踏まえ、今一度、判決内容を検討しておく。

本判決は、ニカラグアの申立てI(3)の受理可能性に対して小和田判事が反対意見を投じたことを除けば、全会一致の評決であった。個別の意見等を付した7人の判事たちはいずれも画定結果

自体に異議を挟んではおらず、ただ各論として幾らかの点に批判を加えている。その一つが、画定方法としての3段階アプローチの使用とその運用にある。

まず、本件判決は、画定方法として、ニカラグアの提案する飛び地アプローチを斥け、「標準的な方法」すなわち「3段階で、暫定中間線を引くことから始める」と述べた(¶199)。黒海事件でICJが3段階アプローチを定式化させたのに次ぐ、2番目の事例である。

この方法を選んだ理由として、判決は「あらゆる事例において暫定等距離/中間線で始めることが適切であるわけではない(¶194)」が、最初に暫定線を引かない理由として「当該線を引くことが実行可能ではない(not feasible)ような、やむを得ない理由がある場合を除き、関連する海岸が隣接している場合には等距離線を、向かい合う場合には両海岸の中間線を引く」と述べた(¶191)。なお、黒海事件では「隣接している海岸」の場合にのみ言及していたが、本件では「向かい合う海岸」の場合にも行われることを改めて追加している<sup>45)</sup>。

他方、近年では珍しく等距離線を引かなかつたニカラグア対ホンジュラス事件判決では、「等距離線が…適切ではない(inappropriate)<sup>46)</sup>」場合に言及していた。つまり、3段階アプローチで進めるか否かは、「実行可能性(feasibility)」と「適切性(appropriateness)」の基準が存在することになる。本件でもこのことが意識されている(¶194)。すなわち、ICJは、小コーン島から④アルバカーキ礁の間の65海里には何もなく、ニカラグアとコロンビアの海岸は向かい合う海岸の関係にあり、暫定線を引くことには何ら困難はないとした。つまり、実行可能であるという判断である。その上で、ICJは「問題は、そのような線を引くことが実行可能か否かではなく、画定の出発点として適切か否かである」とする。なぜなら、「関連区域の大部分がコロンビアの主要な島の東にあり、そしてそれゆえ暫定中間線が測定されなければならないコロンビアの基線の反対側にある」からである(¶195)。

しかしながら、本件判決は、ニカラグアが暫定線から始まる3段階アプローチが適切ではない理由として持ち出した、海岸線の長さの相当な不均衡(12対1の比)や暫定線を引く際に使用される島が相互に相当離れている事実にも拘わらず、それらが向かい合う本土海岸として島を扱っていることなどの地理的文脈(¶185)は、第2段階での考慮要因であると述べている(¶196)。以上より、本判決によれば、3段階アプローチ使用可否の唯一の判断基準は、現時点では「実行可能性」であると考えられる<sup>47)</sup>。ちなみに、ICJはここで、「この(3段階)アプローチに従うことは…暫定線に極めて大きな調整を加え又は移動させること…また、衡平な結果の達成に当たり必要とされる場合には飛び地を使用することを排除しない」として、暫定線を後に大幅に移動・調整させるための伏線を張っていた(¶197)。

第1段階(基点決定と暫定中間線の線引き)においてICJは、職権に基づき基点を決定したが、コロンビアの島のうち、⑩キタスエニョについては「極めて小さな海洋のフィーチャー上に基点を置くことは、関連する地理を歪めうるので、暫定中間線を引く際にはそれらを無視することが適切である」として基点には使用しなかつた(¶202)。他方、⑩の東に位置する⑦セラナについても、ほぼ同様の理由で基点としなかつた。これに関して判事たちからの批判が皆無であったのは興味深い。もっともこうした判断が批判を免れているわけではない。田中嘉文教授は、井戸もあり、漁業規制など法執行活動を行うコロンビア海兵隊が展開する施設もある、長さ約1,000m、幅平均400mの⑦が、⑩と同じ扱いとされることに説得的な理由を提供しうるかは疑義があるとしている<sup>48)</sup>。

次に、暫定中間線の線引きについては、ニカラグアの海岸（モスキートス礁や小コーン島を含む）とコロンビアの島①～④に基点を置き、その間に暫定中間線を引いている。これにやや詳細な批判を展開したのがアブラハム判事である<sup>49)</sup>。彼は、画定の結果自体には合意するが、画定の出発点として暫定中間線を引いたことは、本件では極めて不適切だけでなく実行可能ではなかったのは明らかであるとした。その理由として、中間線は全ての関連海岸、すなわち画定を必要とする権原の重複を生み出す投影を生み出す全ての海岸を考慮しなければならないが、コロンビアの島の西側のみを考慮しており、その線は画定すべき関連海域の一方の側に関してのみ「中間」であると言う。キース判事も、暫定中間線は関連海域のほぼ4分の3をコロンビアに与え、あるいは全体的にコロンビアに有利に約20対1の不均衡を生んでいると指摘している<sup>50)</sup>。彼らがここで指摘した問題は、第2段階において一層顕著になる。

第2段階では、関連事情の検討とそれに基づく暫定線の移動・調整がなされた。考慮されるべき事情とされたのは、*A. 関連海岸の長さの不均衡*（1対8.2でニカラグアが長い）（¶¶208-11）、*B. 全体的な地理的文脈*（暫定線がニカラグアの海岸が投影する区域の4分の3をニカラグアから切断する効果）である（¶215）。また、*D. 安全保障と法執行の考慮*については、もし海洋境界画定が特に国の海岸近くで行われる場合には正当な安全保障上の関心は考慮事項になることが認められてきたとして「念頭に置く」と判断された。なお、*B*との関係で、ICJは200海里内の権原重複に関して地質学的・地球物理学的考慮は無関係であることを確認し、またニカラグアの本土と周辺の島、そしてコロンビアの島が同じ大陸棚に位置するという事実は、一国の権原を他国の権原に優越させることはできないと述べている（¶214）。

考慮されなかった事項には、*F. この区域で既に行われた画定が含まれるが*、判決は、コロンビアが周辺諸国と締結している画定協定の存在は認めつつも、それは関連事情にはならないとした上で、ICJ規程第59条（裁判の拘束力）により、本件判決が当事者以外を拘束せず、またICJは常に第三国の権利が影響を受ける区域に及ぶ境界線を引かないよう注意してきている（¶227）と述べて、問題が無いことを強調する。しかし、この点に関しては諸判事の批判が集中しており、とりわけ薛判事は、画定線の地点8から東の海域には3、4カ国の海洋権原が重複する可能性があるため、地点8で境界を止め、東側を示す矢印を用いるべきであったとする<sup>51)</sup>。コット特任判事（コロンビア任命）は、主にこの問題に焦点を当てた宣言を付し、判決には同意するものの、西カリブ海の地域的枠組みを覆し、政治的地理を引き直したと指摘する<sup>52)</sup>。これらの判事は、本件判決の影響を回避するためにICJ規程59条による保障では不十分であると指摘していることは興味深い。メンサ特任判事（ニカラグア任命）はコット判事と見解を共有し、判決は既存の二国間協定の効果と意義に対して十分な重みを与えていないと批判した<sup>53)</sup>。こうした意見は、西カリブ海という地域の特殊性が背景にあると考えられるが、具体的な対案を示した判事はいない。田中教授は、ICJの画定線は、第三国の法的権利と利害に影響を及ぼし、ICJ規程第59条の形式的な保護にも拘わらず海洋境界の終局性の推定を生むため、より慎重に境界を引くよう助言されると述べている<sup>54)</sup>。

以上の関連事情を考慮して、判決は、関連海域をコロンビアの島の西側と東側で区別して、西側においては、暫定中間線を3対1の比を持つ線で移動させた（¶234）。これは、等比線と呼ばれるもので、ICJの画定判決で用いられたのは初めてである<sup>55)</sup>。さらに、その線は転換点が多いので測地線を用いて繋ぎ単純化される。そして、切断効果を考慮して、その線を南方、北方に延ばすので

はなく、それぞれ東に向かって緯度線に沿ってニカラグアの基線から200海里の線まで延ばすという方法がとられた。すなわち、西側では〈3対1の等比線〉+〈測地線を使って単純化〉、東側では〈2本の緯度線〉というものである(¶¶232-7)。

最後に、北方では、⑩と⑦は飛び地とする処理がなされた(判決は¶230で「秩序ある海洋資源管理、警備及び海洋全般の公序という、そのすべてが関連区域の単純かつ一貫した分割の方がより良く行われうるものについての不幸な帰結が伴う」と述べたにも拘わらず、である)。この際、ICJは「キタスエニョは人間の居住又は独自の経済的生活を維持することのできない岩であり、それゆえ海洋法条約第121条3項に述べられる規則に該当するので、大陸棚またはEEZの権原を有さない」と述べているが(¶238)、この解釈の問題点は次節で扱う。

本件判決を含む近年の関連判決では、海洋境界画定において争点となる極小のフィーチャーにEEZ又は大陸棚を与えない傾向が見て取れる。ITLOSがベンガル湾事件で指摘したように「判例法も国家実行も、海洋境界画定において島に効果を与えることに関する一般的規則は存在しない<sup>56)</sup>」が、これは田中嘉文教授がいみじくも指摘するように「ICJのアプローチは、海洋境界画定の文脈において、島と岩の区別をばかす<sup>57)</sup>」ものである。

このように判決は、暫定線から大きく姿を変えた画定線を示したが、ある学者は「全会一致の法廷による新規かつ多様なアプローチの使用は、複雑な海洋境界画定において衡平を達成するために更新された柔軟性というシグナルを送る<sup>58)</sup>」と評するも、アブラハム判事<sup>59)</sup>、キース判事<sup>60)</sup>そして薛判事<sup>61)</sup>はこぞって批判した。これら3判事の意見は類似するので共通点を要約すれば、〈暫定線を引いたにも拘わらず、その線に対して加えられた「移動・調整」は顕著に過ぎ、もはや暫定線の引き直しに達する。だとすれば、そもそも暫定線で画定を始めること自体が不適切であったのではないか〉というものである。中国の高教授が、暫定等距離線の適用可能性を評価するための基準は、「実行可能性」よりも「適切性」によって判断されるべきであると主張しているのは<sup>62)</sup>、こうした背景である。

## (2) 東シナ海でのシミュレーション

次に、本件判決の内容を踏まえながら、東シナ海(地質的状况について、本稿図2参照)の日中間の画定に当てはめる簡単なシミュレーションを行ってみたい<sup>63)</sup>。以下、3段階アプローチの順に検討する。

画定方法：両国の海岸は向かい合う関係にあり、また、暫定中間線を引くことは、一見したところ「実行可能」と言えるだろう。中国の海岸線が日本の海岸線より相当長いことなどの地理的文脈は、後の段階での相当な調整を予感させるが、あくまで第2段階での考慮要因となる。

第1段階：まず基点の選別を行う。関連海岸は、中国側は、浙江省舟山市以南の海岸及び周縁の島嶼の東海岸である。但し、この海岸の北端となりうる上海沖の両兄弟島(Liangxiongdiyu)は、中国が国連事務局海事海洋法部(DOALOS)に提出した領海基点の座標では基点とされているが<sup>64)</sup>、上陸困難に見える急峻な2つの岩からなる同島がEEZと大陸棚の基点と主張しうる海洋法条約第121条の島とみなすことが適切かについて、日本がチャレンジする余地もあるだろう。

日本側は、日韓共同開発海域(JDZ)の南部海域が張り出している関係でこれを避けるため、このJDZの南西辺を関連海域の北の限界とし、南西諸島のうち奄美群島よりも南の島嶼(沖縄諸島

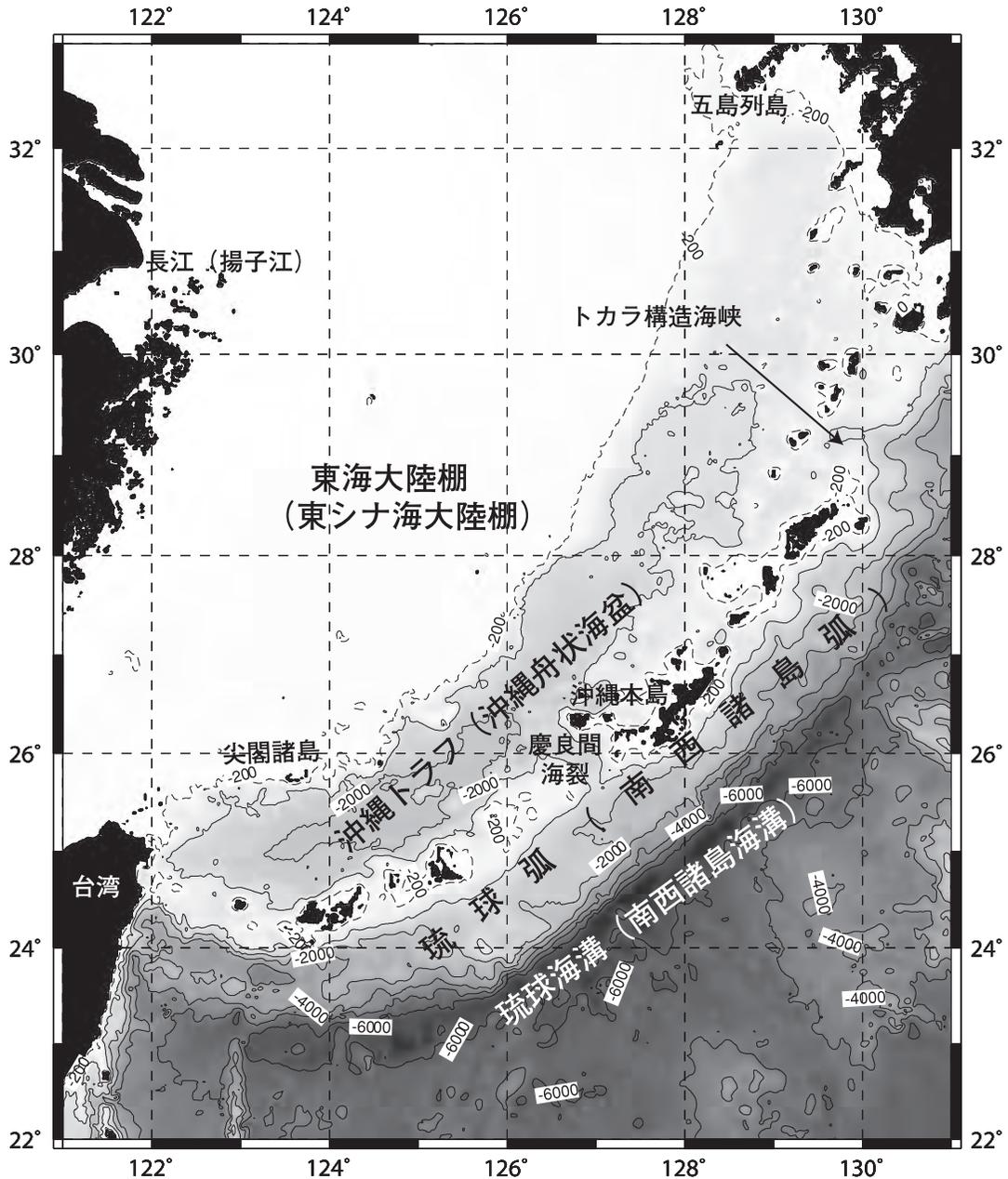


図2 東シナ海地域の概略図

出典：井上卓彦「東シナ海における地質構造発達史—研究レビュー—」  
 『地質ニュース』633号（2007年5月）、38頁（第1図）

から八重山列島まで)の東シナ海に面する海岸を関連海岸として、日中の両関連海岸上に適当な基点を設け、暫定中間線を引く。

ここで問題となるのが尖閣諸島である。同島が占有可能で領海を持つ島であることは間違いのないが、EEZと大陸棚の基点となるか否かに関しては、中国の態度は不明である<sup>65)</sup>。いずれにせよ、本件判決を含む昨今の画定判決に見られる小島にEEZ/CSを与えない傾向からすれば、同島に完

全な地位を与えない判断が行われる可能性がある。本件判決のように、前半で主権の問題（領土紛争なしとの日本の立場はひとまず置く）が扱われると仮定して、もし中国領となれば、同国大陸領土と尖閣諸島の関係は、あたかもコロンビア本土と島の関係に転換する。その場合、尖閣諸島は飛び地とされるだろう。日本領となれば、尖閣諸島の EEZ・大陸棚の権原は宮古島ほか近隣島嶼の権原と重複することに留意されるだろう。帰属問題を「棚上げ」する場合（又は台湾領となる場合）、画定海域から除外するか又は境界線を矢印で示すなどの処理が妥当であろう。

第2段階：関連事情としては、まず、両国の海岸線の長さの顕著な比は確実に考慮されるべき要因である。つぎに、地理的文脈である。中国は、東シナ海における広大な大陸棚の存在と、沖縄トラフでの断絶を指摘するであろう。しかし、本稿図2からも明らかのように、地質的に見て東シナ海の大陸棚は南西諸島を越えて琉球海溝まで及ぶため、沖縄トラフは断絶というより凹みに過ぎない。だとすれば、本件判決の言葉（¶214参照）を日中に置き換えれば「中国の本土と周辺の島、そして日本の島が同じ大陸棚に位置するという事実は、それ自体、その主張が重複する海域において、一国の権原を他国の権原に優越させることはできない」ということになり、考慮要因ではないと考えられる。他方、もし尖閣諸島が中国領とされる場合、同島に領海以上の権原を認めれば宮古島などからの200海里大陸棚を切断する可能性があるので、その場合には飛び地として処理すべきであろう。

島の取り扱いについては予想しがたい。沖縄諸島以南の有人島は EEZ / 大陸棚の基点となることは十分考えられるが、周縁の無人島には重みを与えられない可能性もある。

第三国の存在（既存の画定協定など）については、上述の JDZ は関連海域が除外され、また台湾の存在に何らかの配慮が必要になろう。本件判決では ICJ 規程第59条の規定が保障することにだけ言及されたが、画定線の南端・北端は矢印で処理するのが適当であろう。その他、安全保障と法執行上の問題が「念頭に置かれる」可能性がある。

暫定中間線を移動・調整する技術には、様々なものが考えられる（ゆえに本稿では、誤解を避けるためにも具体的な線は示さない）。海岸線の長さの比が大きいことから、本件判決が使用した等比線を使って、中国の海岸線の基点に重みを与え、3対1を超える大きな比で暫定線を移動することもあり得るだろう。いずれにせよ、暫定中間線がそのまま維持されることは考えられず、日本側に移動されることは十分予想される。もっとも、沖縄トラフを境界線とすることはあり得ないであろう。海底の地質的特徴は、関連事情には含まれていないからである。

尖閣諸島が中国領となる場合には、切断効果を考慮して12海里の飛び地にし、日本領の場合には、何らかの技術を用いて、完全効果以下の効果を与えることで処理されるであろう<sup>66)</sup>。周辺海域が画定対象となる場合には、これを飛び地とする処理も考えられよう。もしここで安全保障と法執行上の考慮が働くとすれば、飛び地は回避される可能性もある。いずれにせよ、島の取り扱いが関係する海域においては特に、暫定中間線を引くことがそもそも「不適切」ではないかとさえ思えるような線が引かれる可能性があることを忘れてはならない。

第3段階：これまで不均衡と宣言した判例はなく、それゆえ、もし不均衡だと判断された場合にどのような調整方法があるのかも不明であり、シミュレーションの対象外とする。

以上から、本件判決の日本へのインプリケーションが少し明らかになったのではないだろうか。たとえば、3段階アプローチが日中海洋境界画定に適用され、暫定中間線から出発すること、そし

て日本が主張する中間線での画定は、かなりの移動・調整を受けること、そして島嶼が関係する画定であるためその結果は暫定中間線から思いもよらない形に姿を変える可能性が十分にあるということである<sup>67)</sup>。

ちなみに、コロンビア人学者のサンファン教授は、本件判決は島の帰属をコロンビアに、海洋をニカラグアに与える（という奇妙な ICJ の衡平感覚）と批判するが<sup>68)</sup>、これに照らせば、もし日中が本件事案を尖閣諸島の帰属問題と合わせて提訴する場合、島は日本に、海は中国（あるいはその逆）にという判断がなされるということも考えられる。

以上から、現時点において、日本にとり（そしておそらく中国にとっても）、ICJ が本問題の解決を委ねるフォーラムとして適切か、疑問なしとはしない<sup>69)</sup>。

## 2 島の取り扱い

最後に、本件判決のフィーチャー（特に⑩キタスエニヨ礁）の取り扱いに焦点を当て、沖ノ鳥島を抱えるわが国へのインプリケーションを検討する。ここでは、シミュレーションではなく、測量方法と第121条の解釈の2つの側面から検討する。

### (1) 測量方法

本件判決は、海洋法条約第121条1項にいう島であるか、第13条（本条は慣習法である。¶182参照）にいう低潮高地かを分ける基準の「測定方法」について、幾らか興味深い示唆を与える。まず、本件でコロンビアは、⑩におけるQS1からQS54までのフィーチャーのうち、高潮時に水面上にある陸地を証明するにあたり、2008年に海軍が実施した調査と、2010年の専門家による調査報告書に依拠した。ICJは、判決より80年近く前にコロンビア外務省職員が用意した「キタスエニヨ礁は存在しない」と記された報告書は考慮せず（¶28）、ICJに提起された問題に関係するものは「現在の証拠」であるとし、2010年報告書を評価対象とした（¶36）。

また、コロンビアの調査は、世界的なモデルである「グルノーブル潮汐モデル」により測定され、平均高潮水面よりも保守的とされる天文最高高潮面（HAT）よりも上に出る陸地として34箇所列挙した（¶29）。これに対して、ニカラグアは、NASAの文献を根拠に、この潮汐モデルが浅海域では極めて不精確であるとしてチャレンジした（¶30）。ニカラグアは、英国水路部の「海軍総合潮汐モデル」が浅海域での測量モデルとして適切であると主張し、それによればQS32のみが水面上（0.7m）にあると指摘した（¶31）。

ICJは、どのモデルを使用しようとも、QS32は水面上にあることは明らかと述べて、このフィーチャーが島であり占有可能と判断した（¶37）。さらに、QS32以外のフィーチャーについては、「浅海域に適用される場合に精確性が争われている潮汐モデルに基づく計算は、小さな海洋のフィーチャーが高潮時において数センチ水面上にあることを証明するのには不十分」と述べて「ニカラグアが好む潮汐モデルの下では低潮高地になる」と判断した（¶38）。つまり、ICJは、当該陸地が水面上にあることを証明するためには、世界的な潮汐モデルよりも浅海域で精確性を持つ潮汐モデル＋HATという厳格な基準を使用して判断する先例を設けたのである。

以上の判断を沖ノ鳥島に照らして考えれば、第1に、同島が占有可能な島であることを証明するため、「現在の証拠」を用意しておく必要があるだろう。その測量に当たっては、沖ノ鳥島もまた

浅海域にあるので、それに適した潮汐モデルを用いて進めておくことが必要である。現時点で、高潮時に水面上<sup>70)</sup>にあることを確かめるために、沖ノ鳥島で実際にどのような測量が行われているかは定かではないが、やや古くなるが1987年(昭和62年)に実施された同島災害復旧工事の際に行われた調査の報告書によれば、地形測量は「距離は間縄で測定し、地盤高は北露岩についてはレベルとスタッフ、東露岩については海面を基準(測定時刻の潮位より算定)としてスタッフのみで測定されている<sup>71)</sup>」と記述している(本稿図3参照)。

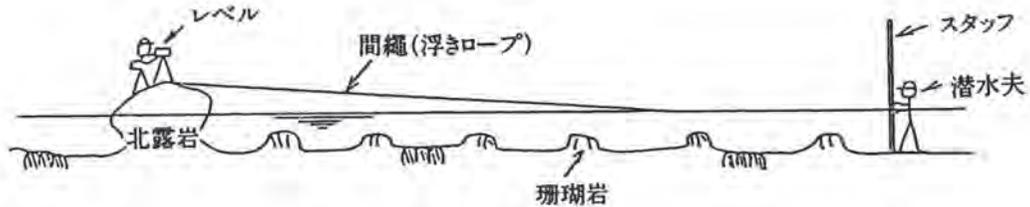


図3 沖ノ鳥島における測量の方法(出典:『沖ノ鳥島災害復旧工事誌』、本稿注71参照)

もし現在でもこの方法で測量されているとすれば、沖ノ鳥島の北小島、東小島の水面上の高さがシビアであるならば一層、今後は正当性を確保しにくくなるかもしれない。逆に、上記のような厳格な測量モデルを持ってしても沖ノ鳥島が水面上にあることを証明できるのであれば、水没しているとの憶測に基づく批判を抑えるためにも、その測量方法と結果を積極的に公開することは一つの選択肢であろう。

もっとも、第2に、本件判決は「島はどれほど小さくとも占有可能であることは国際法上十分に確立している」(カタル・バーレーン事件判決)ことを再確認し(¶206)、「QS32が極めて小さいという事実は、国際法はフィーチャーが島としてみなされるための最小規模を定めていないので関係ない」と明言している(¶37)。したがって、理論的には、仮に数cmしか水面上に顔を出さない陸地であっても、上記で見たような厳格な基準をクリアさえすれば島として認められるとも言えよう。これは、沖ノ鳥島には厳格な基準をクリアできているなら追い風となるかもしれない。

## (2) 第121条の解釈

カタル・バーレーン事件は、海洋法条約第121条1-2項が慣習法であることを認定していたが<sup>72)</sup>、3項については言及しなかった。そうした中で、本件判決が、3項もまた慣習法であることを初めて宣言した点で画期的である。ICJは「2項の規定により島に対して与えられる海洋の権利に対する権原は、3項への言及により明示に制限されている」と述べ「第121条に定める島の法制度は不可分の制度を構成し、そのすべてが…慣習国際法の地位を有する」と宣言した(¶139)。

ここでのポイントは、2項の権原が3項で制限されているという考え方である。すなわち、3項は1項と2項の島に対する例外規定とみなす解釈である。この解釈に立てば、岩とは島の下位集合になり、第121条1項の島の中に、3項に該当し、よって岩とされるものが存在する可能性を認めることになる。その結果、1項と3項を分離して解釈することができなくなり、EEZ又は大陸棚を持つと主張する島は、1項のみならず3項との整合性も求められることになる<sup>73)</sup>。

本件では、⑩のQS32が、まさにこうした解釈に基づき第121条1項の島として領海に対する権

原が与えられたが（¶37及び¶181）、同時に、3項に基づく岩とみなされ、EEZと大陸棚に対する権原を生み出さないと判断された（¶183）。

しかしながら、ICJがQS32を3項の岩とした理由については、やや疑問が残る。すなわち、ICJは、フィーチャーが有する権原の範囲を検討した¶183では「いずれの当事者も、QS32が海洋法条約第121条3項に基づき人間の居住又は独自の経済的生活を維持することのできない岩以外の何かであるとは主張していない」ので岩だとした。また、海洋境界の方向を決定する線引きの段階で、「キタスエニョは人間の居住又は独自の経済的生活を維持することのできない岩であり、それゆえ海洋法条約第121条3項に定められる規則に該当するので、大陸棚又はEEZを有さない」（強調筆者）と述べた（¶238）。これらの判断を下す際に、ICJが、⑩が居住可能性や経済生活の基準を満たすか否かの検証を行った形跡はない。

ところが、コロンビアは、ニカラグアとのEEZと大陸棚の画定のための中間線の基点として、この⑩を使用している（判決略図3：「コロンビアの主張する画定線」参照）。この事実は、コロンビアが⑩を「岩以外の何か」と主張していたことを意味するのではないだろうか。また、たしかにコロンビアは、答弁書において、⑩が低潮高地ではなく「占有可能な島」と言える陸地があること、管轄権行使活動があることなど、主権の帰属を証明することに力点を置いてはいるが、あえて⑩に人が佇んでいる写真を掲載し<sup>74)</sup>、漁業活動が盛んであること、サンゴ礁と環境保全を担当する政府機関の特別な保護活動に服していること、米国が20世紀初めに建設した灯台が今日まで維持運用されていることなども説明している<sup>75)</sup>。ICJは、それでも⑩が3項に該当する岩だと言うならば、何らかの検証を行うべきではなかったと思われる。

以上のように見れば、本件判決の第121条に関する解釈は、やはり依然として「EEZと大陸棚を生み出す能力を持つ島と、そうすることのできない『岩』の区別という長年にわたる難問に関してはあまり助けにならない<sup>76)</sup>」と言えそうである。

以上の判断を、わが国の第121条の解釈と比較してみよう<sup>77)</sup>。1999年4月16日の第145回衆議院建設委員会<sup>78)</sup>において、外務省経済局長は、1項の規定を引用した上で「これを島と定義して、島も原則として排他的経済水域及び大陸棚を有することを定めております。したがって、沖ノ鳥島は、このような条件を満たす島でございます」と答弁し、さらに建設省河川局長も、「(沖ノ鳥島は)『自然に形成された陸地であって、水に囲まれ、高潮時においても水面上にあるものをいう』こういった意味では立派な島であるので、そういった独自の経済生活云々の三項の条項ではなくて、三項の条項は岩でございまして、島の方であれば『高潮時においても水面上にあるものをいう』ということだけで立派な島の、百二十一条一項の要件を満たしている」と答弁している。

次に、3項について、先の外務省経済局長は、3項の規定について「この規定には岩とは何かという定義がございません。そして、そのような理由から、その内容が明確ではございませんので、また、各国の国家の実行等を見ても、現時点において、この規定によって特定の地形が排他的経済水域または大陸棚を有しないとす根拠はないということでございます」と答弁している。

つまり、日本政府の解釈は、1項は「島」の要件であり、3項は島ではなく「岩」の要件であるので、1項の要件を満たす沖ノ鳥島は3項の要件には縛られないというものである。だとすれば、この解釈は、本件判決の解釈とは正面から対立することになる。それゆえ、1999年の答弁から15年が経過した現時点において「各国の国家の実行等を見ても、…この規定によって特定の地形が排他的経

済水域または大陸棚を有しないとする根拠はない」という解釈を維持しうるのか否か、今一度検証しておく必要があるだろう。

もっとも、沖ノ鳥島は、本件で焦点となった⑩とは大きく異なる特徴があることを忘れてはならない。それは、(少なくとも200海里EEZと大陸棚は)他国との境界画定を要さない絶海孤島であるということである。極小のフィーチャーと同様の事情を抱える絶海孤島は世界に数あるが、中でもオーストラリア東海岸沖合に位置するミドルトン礁(0.007km<sup>2</sup>、高潮時水面上1m)や、エリザベス礁(直径400m、高潮時水面上1m)は、一見して人間の居住は到底難しく、経済活動もない砂州ながら、CLCSから大陸棚の延長する勧告を受けている。同じことはブラジルのサンペドロ・サンパウロ群島にも言える。同群島最大のベルモンテ島は、面積0.0053km<sup>2</sup>ながら、2007年のCLCSの勧告により、延長大陸棚も手に入れているのである<sup>79)</sup>。これらの極小のフィーチャーは、黒海事件において島の地位の判断は回避されたが結果的に岩として扱われたサーペント島(0.17km<sup>2</sup>)よりもはるかに小さい。

このように、絶海の孤島は、他国との画定を要する場合には、ある程度の陸地があっても、画定では事実上岩として扱われる傾向があり、他方、他国との画定が不要な場合には、極小のフィーチャーであっても、EEZと大陸棚(さらには延長大陸棚)を得るという傾向があることは念頭に置かれるべきである。フィーチャーが有する権原という観点から、国家実行は、収束よりも発散の方向性を示していると言えるだろう<sup>80)</sup>。

## VI おわりに

2009年に黒海事件が3段階アプローチを明確に定式化した後に下された2012年の2つの海洋境界画定判決、すなわち本件判決とITLOSのベンガル湾事件判決には、興味深い幾つかの共通点と相違点が見られる。

共通点は、いずれも「普通ではない(unusual)」と主張された地理的特徴を背景に、3段階アプローチを用いて暫定線を引くことから始める境界画定が行われたこと、そして、訴訟において地理的特殊性を訴え、暫定等距離/中間線から始めることを否定したバングラデシュとニカラグアが勝訴し(暫定線での配分より大幅に増大したという意味で)、それを肯定したミャンマーとコロンビアが敗訴したということである。

相違点は、ベンガル湾事件では、両当事国が共に判決を受け入れ、敗訴側さえそれに従って歩み始めたのに対し<sup>81)</sup>、本件では、敗訴側は判決を全く受け入れられないとして判決を否定するかのような国内法<sup>82)</sup>さえ設けて徹底抗戦の構えを見せているということである。

ここから言えることは、画定方法についての予見可能性は高まっているが、画定結果については同じことは必ずしも言えず、裁判を通じた海洋境界画定は依然として運次第の側面が大きいということである。極小のフィーチャーが関係する場合には、なおさらである。

これらの図式を、東シナ海における境界画定に当てはめるとどうなるだろうか。実現の可能性は低いと思われるが、仮に海洋境界画定が日中間で国際裁判を通じて行われる場合、画定方法として、暫定中間線から始まる3段階アプローチが採用されることは十分予見できよう。しかし、どのような画定結果になるかは、東シナ海では尖閣諸島はじめ極小のフィーチャーが関係することもあり、予見しうる範囲は限定的であると言わざるを得ない。

さらに、2012年の2つの裁判での当事者の主張（暫定線からの線引き開始への賛否）と、判決結果の関係を、東シナ海での日中間（の仮定の訴訟）に当てはめてみれば、わが国が必ずしも望ましい結果を得られるとは限らないことになる。判例から導かれる標準的画定方法と信じて中間線を主張するわが国が、裁判で必ずしも報いを得るわけではなさそうである。これこそが、本件判決が示唆するわが国への最大のインプリケーションかもしれない。

〔謝辞〕 本研究は、JSPS 科研費2473004（若手研究 B）の助成を受けた成果の一部である。

また、本研究の一部は、総合科学技術・イノベーション会議の SIP（戦略的イノベーション創造プログラム）「次世代海洋資源調査技術」（管理法人：JAMSTEC）の助成を受けて実施した。

## 【注】

- 1) Territorial and Maritime Dispute (Nicaragua v. Colombia), Merits, ICJ Reports, 2012, Judgment of 19 November 2012 (Nicaragua v. Colombia) [hereinafter Judgment]. 本件判決を紹介する和文文献として、大谷良雄「島の領有及び海域の境界画定事件 ニカラグア対コロンビア」(上)(中)(下)、『時の法令』第1921号(2013年)、53-57頁、1923号(2013年)、58-64頁、1925号(2013年)、38-41頁及び岩石順子「領土及び海洋紛争事件（ニカラグア対コロンビア）(2012年11月19日国際司法裁判所本案判決)『島嶼研究ジャーナル』第2巻2号(2013年)、145-154頁がある。  
なお、ニカラグアによる本件提訴から7年後の2008年3月6日、ニカラグアとコロンビアは断交している。その理由としては、コロンビアから空爆を受けたエクアドルとの連帯を示すものと言われるが、オルテガ大統領は、コロンビアとの間で抱えている本件の問題にも関係すると示唆する。Nicaragua rompe relaciones diplomáticas con Colombia, *Nacion.com*, available at <[http://www.nacion.com/ln\\_ce/2008/marzo/07/mundo1452402.html](http://www.nacion.com/ln_ce/2008/marzo/07/mundo1452402.html)>.
- 2) Maritime Delimitation in the Black Sea (Romania v. Ukraine), ICJ Reports, 2009, paras. 115-122.
- 3) Dispute Concerning Delimitation of the Maritime Boundary Between Bangladesh and Myanmar in the Bay of Bengal (Bangladesh / Myanmar), Judgment (ITLOS Mar. 14, 2012), available at <<http://www.itlos.org/index.php?id=108#c964>>. 拙稿「ベンガル湾におけるバングラデシュとミャンマー間の海洋境界画定事件-国際海洋法裁判所による初の海洋境界画定判決の評価-」『貿易風（中部大学国際関係学部論集）』第10号（2015年）、7-34頁も参照。
- 4) Tim Rogers, Caribbean Crisis: Can Nicaragua Navigate Waters It Won from Colombia?, *TIME* (Nov. 28, 2012), at <<http://world.time.com/2012/11/28/caribbean-crisis-can-nicaragua-navigate-waters-it-won-from-colombia/>>.
- 5) Memorial of the Government of Nicaragua, Volume I, 28 April 2003, pp.266-7, Submissions (9).
- 6) Territorial and Maritime Dispute (Nicaragua v. Colombia), Preliminary Objections, ICJ Reports, 2007, para. 142 (3), available at <<http://www.icj-cij.org/docket/files/124/14305.pdf>>.
- 7) ボゴタ規約に関しては、石塚智佐「ボゴタ規約にもとづく国際司法裁判所の管轄権」『一橋法学』第9巻2号(2010年)、107-155頁参照。なお150-152頁には規約の条文の抄訳が収録されている。
- 8) The Republic of Nicaragua, Preliminary Information, Indicative of the Outer Limits of the Continental Shelf and Description of the Status of Preparation of Making a Submission to the Commission on the Limits of the Continental Shelf (Aug 2009), available at <[http://www.un.org/depts/los/clcs\\_new/submissions\\_files/preliminary/nic\\_preliminaryinformation2010.pdf](http://www.un.org/depts/los/clcs_new/submissions_files/preliminary/nic_preliminaryinformation2010.pdf)>.
- 9) Rejoinder of Colombia (18 June 2010), para. 2.17, available at <<http://www.icj-cij.org/docket/files/124/16973.pdf>>.
- 10) *Ibid.*, paras. 6.45-6.47.
- 11) Territorial and Maritime Dispute (Nicaragua v. Colombia), Application by Costa Rica for Permission to Intervene, ICJ Reports, 2011, and Territorial and Maritime Dispute (Nicaragua v. Colombia), Application by Honduras for Permission to Intervene, ICJ Reports, 2011.
- 12) See Judgment, *supra* note 1, Separate Opinion of Judge Donoghue, paras. 31-37. ドノヒュー判事は、個別意見において、コスタリカとホンジュラスが訴訟参加の条件を満たすとの主張を行っている。
- 13) “appropriation”の訳語として、海洋法条約第137条1では「専有」との語が充てられているが、本稿では「占有」

を使用する。これは、国際司法裁判所判例研究会「カタールとバーレーン間の海洋境界画定及び領土問題事件（本裁判決）（2001年3月16日）」『国際法外交雑誌』第105巻4号（坂元茂樹教授執筆担当）、137頁の先例に従うものである。いずれにせよ、主権があると主張すること（sovereignty claim）と同義である。

- 14) Maritime Delimitation and Territorial Questions Between Qatar and Bahrain (Qatar v. Bahrain), Judgment, ICJ Reports, 2001, para. 206.
- 15) アブラハム判事は、判決が1928年条約の解釈に関する判断を行っていないことに対して詳細な批判を加えている。Judgment, *supra* note 1, Separate Opinion of Judge Abraham, paras. 2-20, *esp.* para. 8. とはいえ、帰属に関する判決の結論には同意している。
- 16) 判決は、ニカラグア対ホンジュラス事件及びディアロ事件に依拠した。See, Territorial and Maritime Dispute Between Nicaragua and Honduras in the Caribbean Sea (Nicaragua v. Honduras), ICJ Reports, 2007, para 110 and Ahmadou Sadio Diallo (Republic of Guinea v. Democratic Republic of the Congo), ICJ Reports, 2010 (II), para. 41.
- 17) 小和田判事反対意見はこの問題のみを扱った。彼は、新たな請求が当初の請求に追加された、ICJが決定中に引用したニカラグア対ホンジュラス事件、ディアロ事件と、当初の請求が異なる請求により取って代えられた判例とを区別した。後者に最も関連する先例は、小和田判事によれば、ベルギー商社事件 (Société Commerciale de Belgique, PCIJ Serie A/B No 78, 1939, p. 173) であり、そこでは常設国際司法裁判所 (PCIJ) は、「通常ではない状況」、すなわち最初の申立を原告国が放棄したことに対して、被告国から何ら異議が提起されなかったことを根拠に、受理可能と判断したとする。Judgment, *supra* note 1, Dissenting Opinion of Judge Owada, paras. 7-8.
- 18) 口頭手続きにおいて、ベヌーナ判事は、両当事者に対し「海洋法条約第76条に示される規則は、200海里外の大陸棚の外側の限界の決定について、今日慣習国際法の規則になっているとみなされるか？」との質問を行っている。Public sitting held on Friday 27 April 2012, at 3 p.m., at the Peace Palace, President Tomka presiding, in the case concerning the Territorial and Maritime Dispute (Nicaragua v. Colombia), CR 2012/13, pp. 65-66. これに対して、ニカラグアは第76条の1項から7項が慣習法であると回答し (CR 2012/15 Corr., pp.23-26), コロンビアは1項が慣習法であることは認めるが、4項から9項の諸規定は慣習法ではないと回答した (CR 2012/16, pp. 40-50). See also, Judgment, *supra* note 1, paras 115-117.
- 19) 「ひどく不完全」な理由は判決には示されていないが、少なくともニカラグアの提出した予備的情報には本申請を行う意図のある日付が含まれていなかったことが挙げられる。2008年の第18回海洋法条約締約国会議では、この日付を予備的情報に含めるよう決定している。See SPLOS/183 (*Decision regarding the workload of the Commission on the Limits of the Continental Shelf and the ability of States, particularly developing States, to fulfill the requirements of article 4 of annex II to the United Nations Convention on the Law of the Sea, as well as the decision contained in SPLOS/72, paragraph (a)*), para.1 (a).
- 20) Bangladesh / Myanmar, *supra* note 3, para. 462.
- 21) Nicaragua v. Honduras, *supra* note 16, para. 319.
- 22) この結論に至った理由づけは、幾らかの判事の批判を惹起した。たとえば、ドノヒュー判事は、ICJがニカラグアの大陸棚延長申請の証拠が不十分としたことには同意するが、海洋法条約第76条に従って200海里外大陸棚設定の前に200海里外の大陸棚の画定をしないと理由付けに反対した。Judgment, *supra* note 1, Separate Opinion of Judge Donoghue, paras. 17-30. 彼女の意見を共有するメンサ特任判事は、特に、ICJが2007年のニカラグア対ホンジュラス事件判決 (200海里外の大陸棚に対する請求は海洋法条約第76条に従い、かつCLCSの検討に服さねばならないとした) に言及したことは問題であるとする。なぜなら、もし国が200海里外の限界を設定していなければ、自動的にICJの決定が回避されることになるからである。その上で、ICJは、ニカラグアが海洋法条約第76条8項に従いCLCSの勧告に基づき限界設定をしていないからではなく、ニカラグアの証拠が不十分だからということを明確にしておくべきだったという。Judgment, *supra* note 1, Declaration of Judge AD Hoc Mensah, paras.1-12. さらにコット特任判事は、第76条8項の手続は慣習法ではなく無関係であると指摘した。Judgment, *supra* note 1, Declaration of Judge AD Hoc Cot, paras.17-19. 学者からも批判が集まり、グロスマン准教授は、裁判所は海洋法条約第76条8項の手続的要請が慣習法の義務を反映することを例証する分析をせず、代わりに海洋法条約前文に依拠したと批判する。Nienke Grossman, "Territorial and Maritime Dispute (Nicaragua v. Colombia)," *American Journal of International Law* (2013), Vol. 107, pp. 396-403. ギルフォイル教授も、海洋法条約前文の引用は不要であり、海洋法条約を準憲法的秩序として過度な期待をかけるのは問題であると苦言を呈する。Douglas Guilfoyle, "Nicaragua v. Columbia: the curious question of the Commission on the Limits of the Continental

- Shelf," *EJIL Talk*, Dec. 10. 2012, available at <<http://www.ejiltalk.org/nicaragua-v-columbia-the-curious-question-of-the-commission-on-the-limits-of-the-continental-shelf/>>.
- 23) Qatar v. Bahrain, *supra* note 14, para.185.
  - 24) Romania v. Ukraine, *supra* note 2, para. 99.
  - 25) Continental Shelf (Tunisia / Libyan Arab Jamahiriya), Judgment, ICJ Reports, 1982, p. 61, para. 75.
  - 26) Romania v. Ukraine, *supra* note 2, para.110.
  - 27) これは、判決が援用するように、黒海事件におけるサーペント島の取り扱いに倣うものである。 *Ibid.*, para. 187.
  - 28) Maritime Delimitation in the Area between Greenland and Jan Mayen (Denmark v. Norway), Judgment, ICJ Reports, 1993, para.61.
  - 29) Continental Shelf (Libyan Arab Jamahiriya / Malta), Judgment, ICJ Reports, 1985, paras. 74-75
  - 30) Rafael A. Prieto Sanjuán, "À vous la terre, et à vous, la mer: à propos de l'étrange sens de l'équité de la cij en l'affaire du Differend territorial et maritime (Nicaragua c. Colombie)," *Anuario Colombiano de Derecho Internacional*, 2015, Vol. 8, p. 134.
  - 31) "Declaration of President Juan Manuel Santos on the Judgment of the International Court of Justice", 19 November 2012, available at <[http://wsp.presidencia.gov.co/Prensa/2012/Noviembre/Paginas/20121119\\_02.aspx](http://wsp.presidencia.gov.co/Prensa/2012/Noviembre/Paginas/20121119_02.aspx)>. And see also "Colombia 'rechaza' apartes del fallo sobre límites con Nicaragua," *Semana*, 19 Nov. 2012, available at <<http://www.semana.com/nacion/articulo/colombia-rechaza-apartes-del-fallo-sobre-limites-nicaragua/268107-3>>.
  - 32) See *eg.*, "Santos ordena defender plataforma continental a capa y espada," *El Espectador*, 19 Sep. 2013, available at <<http://www.elespectador.com/noticias/politica/santos-ordena-defender-plataforma-continental-capa-y-es-articulo-447445>>.
  - 33) Brian Sung, "Colombia employs English lawyers to appeal ICJ ruling on Caribbean waters," *Colombia Reports*, Dec 13, 2012, available at <<http://colombiareports.co/colombia-employs-english-lawyers-to-appeal-icj-ruling/>>.
  - 34) See, "El fallo de La Haya: ¿Triunfo de Nicaragua o cuento chino?," *Semana*, 27 April 2013, available at <<http://www.semana.com/Imprimir/341394>>, and Santiago Wills, "Is China Behind Nicaragua's Recent Diplomatic Victory at the Hague?," *ABC News*, May 2, 2013, available at <[http://abcnews.go.com/ABC\\_Univision/china-nicaraguas-recent-diplomatic-victory-hague/story?id=19085917](http://abcnews.go.com/ABC_Univision/china-nicaraguas-recent-diplomatic-victory-hague/story?id=19085917)>.
  - 35) Natalia Lozano, "The Canal Conspiracy," *No Se Mancha (The Latin American Blog)*, May 8, 2013, available at <<http://semancha.com/2013/05/08/the-canal-conspiracy/>>.
  - 36) Tim Rogers, "Nicaragua celebrates World Court ruling," *Nicaragua Dispatch*, Nov. 19, 2012, available at <<http://nicaraguadispatch.com/2012/11/nicaragua-celebrates-world-court-ruling/>>.
  - 37) The Republic of Nicaragua, Submissions to the Commission on the Limits of the Continental Shelf Pursuant to Article 76, paragraph 8 of the United Nations Convention on the Law of the Sea, 1982 (June 2013), Part I : Executive Summary, available at <[http://www.un.org/depts/los/clcs\\_new/submissions\\_files/nic66\\_13/Executive%20Summary.pdf](http://www.un.org/depts/los/clcs_new/submissions_files/nic66_13/Executive%20Summary.pdf)>.
  - 38) CLCS/83 (31 March 2014), paras. 78-83.
  - 39) Maritime Delimitation in the Caribbean Sea and The Pacific Ocean (Costa Rica v. Nicaragua), filed in the Registry of the Court on 25 February 2014, available at <<http://www.icj-cij.org/docket/files/157/18344.pdf>>.
  - 40) Question of the Delimitation of the Continental Shelf between Nicaragua and Colombia beyond 200 Nautical Miles from the Nicaraguan Coast (Nicaragua v. Colombia), Application Instituting Proceedings, available at <<http://www.icj-cij.org/docket/files/154/17532.pdf>>, para.12.
  - 41) Alleged Violations of Sovereign Rights and Maritime Spaces in the Caribbean Sea (Nicaragua v. Colombia), Application Instituting Proceedings, available at <<http://www.icj-cij.org/docket/files/155/17978.pdf>>.
  - 42) *Ibid.*, para.15.
  - 43) Jianjun Gao, "A Note on the Nicaragua v. Colombia Case," *Ocean Development and International Law*, Vol. 44 (2013), p. 55. なお、本件においてニカラグアは、地理的文脈が英仏大陸棚事件と類似すると指摘するが、これは本土間の画定であり異なるとする（¶231）。高教授は、リビア/マルタ事件ではマルタ（島）は独立国であり、ヤンマイエン事件は附属島嶼同士での画定であり、そしてサンピエール・ミクロン事件も「サンピエール・ミクロン島は、ニューファウンドランドの南海岸と並行して並んでおり、優勢かつ全体的な関係は隣り合うものである」との仲裁裁定の判断を引用し、本件との類似性を否定している。 *Ibid.*, pp.224-5.

- 44) 海洋境界画定をめぐる日中の対立については、坂元茂樹「海洋境界画定と領土紛争」村瀬信也・江藤淳一（共編）『海洋境界画定の国際法』（東信堂、2008年）、49-81頁、特に62頁以下を参照。
- 45) Gao, *supra* note 43, p. 221.
- 46) Nicaragua v. Honduras, *supra* note 16, paras. 272 and 287.
- 47) Gao, *supra* note 43, p. 222.
- 48) Yoshifumi Tanaka, "The Mirage of Predictability in the Law of Maritime Delimitation: A Comparative Analysis of the Bangladesh v. Myanmar and Nicaragua v. Colombia Cases," 『国際法外交雑誌』第113巻第1号（2014年）、14-15頁。
- 49) Judgment, *supra* note 1, Separate Opinion of Judge Abraham, paras. 21-35.
- 50) Judgment, *supra* note 1, Declaration of Judge Keith, para. 9.
- 51) Judgment, *supra* note 1, Declaration of Judge Xue, paras. 11-15.
- 52) Judgment, *supra* note 1, Declaration of Judge AD Hoc Cot, paras. 1-16.
- 53) Judgment, *supra* note 1, Declaration of Judge AD Hoc Mensah, para.13.
- 54) Tanaka, *supra* note 48, p. 28.
- 55) Grossman, *supra* note 22, p. 402. なお、水路学者でもあったランジェラル教授は、海洋法条約の発効以前より、等距離線による画定が困難である場合に、等比線を用いることの有効性について指摘していた。See Wijnand Langeraar, "Maritime Delimitation: The Equiratio Method—A New Approach," *Marine Policy*, Vol. 10, pp. 3-18 (1986).
- 56) Bangladesh / Myanmar, *supra* note 3, paras. 147 and 317.
- 57) Tanaka, *supra* note 48 p. 25. なお、クウィアトコウスカ教授とスーンズ教授は、2011年の論文において、第121条に次の第4項を加えることを提案している：〔(4) 本条の規定は、島の領土に対する主権に関する未解決の紛争及び海洋法条約第15条、第74条及び第83条に法典化される諸規則に従って、向かい合っているか又は隣接している海岸を有する国の間における島の海域の画定の問題に影響を及ぼすものではない〕。これはまさに、昨今の海洋境界画定が島と岩の区別をぼかしていることを反映する規定と言えるだろう。Barbara Kwiatkowska & Alfred H.A. Soons, "Some Reflections on the Ever Puzzling Rocks-Principle Under UNCLOS Article 121 (3)," *Yearbook of International Law and Jurisprudence*, Vol. 1 (2011), p. 112.
- 58) Grossman, *supra* note 22, p. 402.
- 59) Judgment, *supra* note 1, Separate Opinion of Judge Abraham, paras. 21-35.
- 60) Judgment, *supra* note 1, Declaration of Judge Keith, para. 9.
- 61) Judgment, *supra* note 1, Declaration of Judge Xue, paras. 11-15.
- 62) Gao, *supra* note 43, p. 224.
- 63) 本稿と同じく、日中間の境界画定のシミュレーションを行ったものとして、三好正弘「日中間の排他的経済水域と大陸棚の問題」栗林忠男・秋山昌廣（編著）『海の国際秩序と海洋政策』（東信堂、2006年）、257-281頁参照。
- 64) Declaration of the Government of the People's Republic of China on the baselines of the territorial sea, 15 May 1996, <[http://www.un.org/Depts/los/LEGISLATIONANDTREATIES/PDFFILES/CHN\\_1996\\_Declaration.pdf](http://www.un.org/Depts/los/LEGISLATIONANDTREATIES/PDFFILES/CHN_1996_Declaration.pdf)>, I. point 14.
- 65) 坂元「前掲論文」（注44）、62頁。
- 66) たとえば、三好教授は「便宜的に尖閣諸島を無視して、沖縄列島と中国沿岸との間に暫定的な線を引く。次に、尖閣諸島と中国沿岸との間にもう一本中間線を引く、こうして得られた2本の線の中間線を以って日中間の中間線とするというのが一案ではないか」と指摘する。三好「前掲論文」（注63）、268-9頁参照。
- 67) 学者による本件判決の評釈は、それを暗示するものが多い。たとえば、Naomi Burke, "Nicaragua v Colombia at the ICJ: Better the Devil You Don't?" *Cambridge Journal of International and Comparative Law*, Volume 2, Issue 2 (2013), pp. 314-326.
- 68) Sanjuán, *supra* note 30, pp. 131-165.
- 69) グロスマン准教授は、本件判決は「通常のアプローチに満足している諸国には不安であろう」とする。Grossman, *supra* note 22, p. 402. また、田中教授も「暫定等距離線を調整するに当たって国際法廷の過剰な創造性と想像力は、海洋境界画定法の予見可能性を顕著に損なう」と警鐘を鳴らす。Tanaka, *supra* note 48, p. 29.
- 70) わが国では、天文最高高潮面（HAT）ではなく、略最高高潮面（インド大高潮面）を使用している。谷伸「島の定義に関する技術的な側面」『沖ノ鳥島の維持再生に関する調査研究報告』（平成21年3月、海洋政策研究財団）、49-50、53-54頁参照。略最高高潮面は、現在では「最高水面」と呼ばれている。海上保安庁資料「平均水面、最高水面及び最低水面一覧表」、available at <[http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KANKYO/TIDE/enkan/Suijun\\_hyo/](http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KANKYO/TIDE/enkan/Suijun_hyo/)>

- Pub.No741/kaisetsu.PDF>. ちなみに、HAT の潮位が常に最高水面よりも高くなるというわけではない。この点につき、佐藤敏「明治の水路部の験潮」『海洋情報部研究報告』第46号（平成22年）、59-60頁参照。
- 71) 沖ノ鳥島災害復旧工事誌編集委員会『沖ノ鳥島災害復旧工事誌』（建設省関東地方建設局京浜工事事務所、昭和62年）、36頁。
- 72) Qatar v. Bahrain, *supra* note 14, para. 185.
- 73) 筆者は、こうした解釈を「結合説」と呼び、本件で ICJ が示したような解釈を「分離説」と呼んでいる。栗林忠男・加々美康彦「海洋法における『島の制度』再考」栗林忠男・杉原高嶺（編）『日本における海洋法の主要課題（日本海洋法研究会叢書 現代海洋法の潮流第3巻）』（有信堂、2010年）、241-2頁。
- 74) Counter-Memorial of the Republic of Colombia (11 November 2008), p. 31, available at <<http://www.icj-cij.org/docket/files/124/16969.pdf>>.
- 75) *Ibid.*, paras. 2.25-2.29, 8.19-8.23 and 9.27.
- 76) David Freestone and Clive Schofield, "The Caribbean Sea and Gulf of Mexico," in Donald R. Rothwell *et al.* (Eds.), *The Oxford Handbook of the Law of the Sea*, Oxford university Press, 2015, p.697.
- 77) 以下の記述は、栗林・加々美「前掲論文」（注73）、253-4頁の記述に主に依拠している。
- 78) 衆議院会議録、第145回建設委員会、第8号（平成11年4月6日）。
- 79) Yasuhiko Kagami, "Recent Practices of Japan and Surrounding States over the LOSC Art. 121," presentation at the *2nd International Workshop on the Legal Aspects of the Establishment of the Outer Limits of the Continental Shelf (IWSC 2015)*, Nippon Foundation, Tokyo (March 26-27, 2015).
- 80) 1990年に海洋法条約第121条3項をめぐる解釈、実行を極めて詳細に研究した論文（Barbara Kwiatkowska and Alfred H.A. Soons, "Entitlement to Maritime Areas of Rocks Which Cannot Sustain Human Habitation or Economic Life of Their Own", *Netherlands Yearbook of International Law*, Vol. 21 (1990), pp. 139-181) を公表していたクウィアトコウスカ教授とスーンズ教授は、四半世紀後に同問題を網羅的に再検討した長大な論文において、依然としてこの第121条の問題は「今後10年に確実性をもって容易に答えられることはないだろう」と結論している。Kwiatkowska & Soons, *supra* note 57, p. 149. なお、本論文の巻末には、「EEZ/大陸棚及び200海里外の大陸棚を有する潜在的な第121条3項の岩のアルファベット順リスト」なるものが掲載されており、これらの島嶼の実行を検討しておくことが今後重要になってくるであろう。このリストには、沖ノ鳥島も尖閣諸島も竹島も掲載されている。*Ibid.*, pp. 150-153.
- 81) 加々美「前掲論文」（注3）、21頁。ミャンマーが、判決後に CLCS に大陸棚延長申請の検討を再開するように促したことを指す。
- 82) コロンビア大統領令第1946号（2013年9月9日）。Nicaragua v. Colombia, Application Instituting Proceedings, *supra* note 41, para.15.

## **Territorial and Maritime Dispute (Nicaragua v. Colombia): The Resolution and Implications for Japan**

**Yasuhiko KAGAMI**

### **Abstract**

On 19 November 2012, the International Court of Justice (ICJ) finally delivered its judgment in the long-standing territorial and maritime delimitation dispute in the Caribbean Sea between Nicaragua and Colombia. This paper reviews the judgment in detail, as well as the responses to it by both parties, and assesses their implications for Japan. In particular, both this delimitation between a continental state and an island state with opposite coasts located on the same continental shelf as well as the international legal status of micro-sized insular features are examined in light of Japanese standpoints and practices. With regard to the delimitation issue, the judgment offered a certain degree of predictability for the method of delimitation (which the Japanese government prefers), but the predictability did not extend to the result of delimitation. Regarding the matter of islands, the ICJ's interpretation conflicts with the Japanese standpoint.